

水産政策審議会資源管理分科会
第 1 3 1 回議事録

水産庁資源管理部管理調整課

水産政策審議会第131回資源管理分科会
議事次第

日 時：令和6年5月10日（金）13:00～17:26

場 所：水産庁中央会議室

1 開 会

2 議 事

【諮問事項】

諮問第446号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更（本則、まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部の別紙2の変更、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋、まだら北海道日本海及びよしきりざめ（南大西洋海域）の別紙2の追加等）について

諮問第447号 特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について

諮問第448号 特定水産資源（さんま）に関する令和6管理年度における漁獲可能量等の変更について

諮問第449号 特定水産資源（大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）等11国際資源）
に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案等につ
いて

諮問第450号 漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案につ
いて

【報告事項】

- ・太平洋クロマグロの資源管理について
- ・国の留保からの配分等について

【その他】

3 閉 会

○管理調整課長 予定の時刻となりましたので、ただいまから第131回資源管理分科会を開催したいと思います。

私、本日の事務局を務めます管理調整課長の水川です。よろしくお願いいたします。

初めに、4月1日付で水産庁資源管理部に新たに設置されましたポスト、漁獲監理官を紹介したいと思います。

私の右隣にありますが、漁獲監理官の福井でございます。

○漁獲監理官 皆さん、こんにちは。4月1日付で漁獲監理官を拝命しました福井と申します。

漁獲監理官というポストは太平洋くろまぐろの監視体制の強化に端を発して設置されたわけですが、太平洋くろまぐろだけではなく、TAC資源全般について漁獲の指導、監視、監督をするポストになっております。4月からは資源管理推進室とも新しい同じ部屋の中で仕事をしていくことになっておりますので、漁獲監理と資源管理、両輪でやっていきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○管理調整課長 私の左隣、今、空席になっておりますけれども、資源管理部長は所用のため若干遅れてこの会議に参加いたします。恐らく1時半過ぎぐらいになるのではないかと思いますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、事務的な御案内に移ります。

会場の皆様の前にはマイクがありません。御発言されるときには挙手していただきまししたら、事務局がマイクをお持ちいたします。そこから発言の方、よろしくお願いいたします。

また、ウェブ会議で御出席の方におかれましては、いつものことですが、マイク機能はオンにして御発言いただきたいところですが、それ以外のときはミュートの状態にさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、音声途中で途切れることがあるかもしれません。その場合はチャット機能を使って事務局までお知らせいただければと思います。

それから、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日はすけれども、資源管理分科会委員は、ウェブ出席の方を含めまして10名中9名の方に御出席を頂いております。したがって、定足数を満たしておりますので本日の分科会は成立となります。また、特別委員におかれましては、ウェブ会

議を含めまして13名中10名の方に御出席を頂いております。なお、山口特別委員におかれましては若干遅れての参加とお伺いしております。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

皆様のお手元の資料、1枚目が議事次第ですが、その次に、資料一覧という裏表1枚の紙が付いているかと思います。例によって物すごい数の資料なので、逐一確認していただくものではありませんが、資料1から資料8まで、資料2-1とか2-2とか枝番が付いているものは、その資料の単位でホチキス止め等々されています。今、ばっと御覧になって不備があれば教えていただきたいですし、会議の途中でも不備があれば、あるいは足りないよということであれば事務局までお申出いただければと思います。

報道関係の方、カメラ撮りの方もいらっしゃるかと思いますけれども、すみません、カメラ撮りはここまでとさせていただきたいので、よろしくお願いいたします。

(報道関係者 退出)

○管理調整課長 それでは、以降の議事進行を山川分科会長をお願いいたします。

会長、よろしくお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 皆さん、こんにちは。

委員の皆様におかれましては御多用のところ御出席くださいます、ありがとうございます。

早速ですけれども、議事に入らせていただきます。

本日は諮問事項が5件、報告事項が2件でございます。非常に議事が多くて申し訳ないんですけれども、議事進行への御協力、よろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより諮問事項に入ります。

まず、諮問第446号「資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更（本則、まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部の別紙2の変更、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋、まだら北海

道日本海及びよしきりざめ（南大西洋海域）の別紙２の追加等）について」です。

事務局から説明を、よろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長でございます。

御説明の前に、まず、諮問文を読み上げます。

6 水管 第389号

令和6年5月10日

水産政策審議会 会長

佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更（本則、まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部の別紙２の変更、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋、まだら北海道日本海及びよしきりざめ（南大西洋海域）の別紙２の追加等）について（諮問第446号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第5項の規定に基づき、資源管理基本方針を別紙のとおり変更したいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

次のページ以降に別紙といたしまして告示の案、改正箇所につきましては新旧対照表の形、その後ろに追加される別紙2－42から46が続いておりますが、変更の内容につきましては概要を使って御説明いたします。

31ページの資料2－2を御覧ください。

今回の主な変更事項はここに記載の変更事項 1 から 4 まで、このほか修辭的な修正や必要な附則を規定する予定としております。

スケジュールとしては、6 月中に官報掲載というところを見込んでおります。

それぞれの変更事項について、次のページ以降にありますので、説明してまいります。

32 ページを御覧ください。

変更事項 1、「資源管理の推進のための新たなロードマップ」（令和 6 年 3 月公表）を踏まえた本則等の規定の見直しについてでございます。

変更内容の概要を御説明する前に、まず新たなロードマップの概要を御説明いたしますので、43 ページ、かなり後ろの方ですが、資料 2－3 を御覧ください。

水産庁は、新漁業法の施行に先立ちまして、令和 2 年 9 月に、令和 5 年度までの当面の目標と具体的な工程を示したロードマップを策定しまして、これに沿って数量管理を基本とする新たな資源管理を推進してまいりました。その結果、令和 5 年度末までの実績としては、このロードマップの左の方の白抜きの四角に記載しておりますが、資源評価対象種を 192 種まで拡大、また、500 市場以上で産地水揚げ情報の電子収集体制を構築、TAC 管理につきましては、漁獲量ベースで 65% を TAC 管理。IQ に関しましては、大臣許可漁業の 11 漁法・資源で IQ 管理を導入。資源管理計画から協定への移行については、全て計画から協定への移行を完了したといったところで、一定の基盤がおおむね整ってきたところでございますが、同時に、今後、解決を要する様々な課題も浮かび上がってきたところでございます。

こうした状況を踏まえまして、令和 6 年度からは、資源管理の高度化・安定化等を図る新たなフェーズへと移行し、漁業者をはじめとした関係者の理解と協力を得た上で取組を進め、令和 12 年度に漁獲量を 444 万トンまで回復させることを目指す、そのための新たなロードマップを策定して、このロードマップを本年 3 月 15 日に公表したところでございます。

主な内容について御説明いたしますと、これまでのロードマップでは資源調査・評価、TAC 管理、IQ 管理、資源管理協定の 4 つの項目で整理しておりましたが、今回の新たなロードマップでは、遊漁に係る管理の強化を踏まえまして、下から 2 番目の「遊漁の管理の推進」という項目を新しく加えております。

また、DX の推進に関しましては、旧ロードマップでは関連の内容が資源調査・評価の中に含まれておりましたが、今回のロードマップでは、一番下に書いてありますが、それ

を1つの項目として独立させたところでございます。

項目ごとの取組ですけれども、上から順番に参りますと、資源調査・評価につきましては、海洋環境の変化による影響を踏まえた資源評価の精度向上・高度化を推進していくということで、I C T調査機器の導入等による資源調査の強化、ピアレビューの指摘を踏まえたデータ解析手法の高度化等を行います。また、M S Yベースの資源評価対象資源は現在38資源ですが、これを45資源程度に拡大することを目標としております。また、最新のデータを用いたタイムリーな資源評価を可能なものから順次実施というところに取り組んで、右の白抜きの四角が項目ごとの目標ですが、海洋環境の変化による影響を踏まえたより高度な資源評価を着実に推進していくこととしております。

2番目のT A C管理につきましては、令和7年度までに漁獲量ベースで8割の資源でT A C管理を開始することを目標としております。旧ロードマップで令和5年度までとしていたところ、先ほど申し上げたとおり現状65%ということで、いわば積み残しになっている部分でございますが、令和7年度までを目標としているところでございます。また、優先度に応じてT A C導入を推進していくことを記載しております。

また、T A C管理を円滑に進める上での課題、混獲ですとか突発的な加入への対応といったところの解決を図る取組を進めていくとしております。そしてM S Yベースの資源評価が行われている資源の6割以上について、その資源量をM S Y水準以上にするという目標を右の端に掲げているところです。

クロマグロにつきましては、先ほど漁獲監理官の御挨拶でも申し上げましたけれども、漁獲管理強化のための制度を整備し、漁業者及び流通業者に対し漁獲情報の伝達・保存等を義務付けていくこととしております。

次のI Q管理に関しましては、I Qの運用面での課題解決、移転手続の簡素化等を図っていくとしております。また、関係漁業者との調整の下、船舶の規模や船型、漁法の見直しなど、I Qの効果的な活用を推進していくとしております。そして右側に、I Q管理の推進と漁業経営の安定化等の実現を図ると記載しております。

資源管理協定につきましては、既に計画から協定への移行を完了しておりますので、今後は協定の履行、検証、改良、いわゆるP D C Aを実施し、またその内容を公表していくということで、効果的な自主的資源管理を実現していくとしております。目標としましては、終了評価時に効果ありと判断された協定の割合を8割にすることを掲げております。

新しい項目の遊漁の管理につきましては、クロマグロは届出制導入の検討など管理の高

度化を図り、本格的なTACによる数量管理への移行を推進していくとしております。それ以外の魚種については、採捕量の情報収集等を推進していくこととしまして、資源に応じ、遊漁と漁業の一貫性のある管理の実現を目指してまいります。

一番下、DXの推進です。こちらは現場の漁獲報告の負担感を軽減するデジタル化を推進していくこととしまして、また、漁獲情報のワンスオンリーに向けたデータの利活用や収集体制の検討に取り組んでまいります。

ロードマップの概要については以上です。

32ページにお戻りください。

今回の基本方針の変更は、基本方針の本則等において、令和5年度までの取組として令和2年度に策定した旧ロードマップの内容が記載されている箇所について、新たなロードマップの内容を踏まえた規定に変更するとともに、修辭的な修正を行うものです。

具体的な変更内容につきましては、32ページの2に表の形で載せております。

例えば、一番上の本則、第1の2(3)は、「令和5年度までに、(中略)80パーセントが漁獲可能量により管理される状態を目指すこととする。」としている部分ですが、先ほど申し上げたとおり「令和7年度までに」と変更しています。

また、その次は「原則として令和5年度までに、」と令和5年度までの取組を記載しておりますが、ここは対応済みですので、令和5年度までの取組というところは削除し、変更しております。

33ページを御覧ください。

「別紙4-2」と書いた項目が2つございますが、別紙4-2はすけとうだら日本海北部系群の資源再建計画でございまして、この中に資源管理計画から協定への移行に当たっての措置が記載されておりましたが、こちらも協定への移行が完了し、措置済みということで、それに関する規定を削除する変更をしております。

以上が変更事項1についてでございます。

続いて、34ページを御覧ください。

変更事項2「別紙2-15 まさば及びごまさば太平洋系群」における新たな大臣管理区分の設定についてでございます。

「変更の趣旨」に書いてございますが、この資源の管理において、沖合底びき網については、現在「まさば及びごまさば太平洋系群その他大臣許可漁業」という管理区分に含まれておりまして、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理を行うとされておりますの

で、漁獲努力量の制限等についての規定が管理の手法として記載されているところがございます。

この沖合底びき網漁業につきましては、漁業法に基づくTAC管理が開始された令和3管理年度以降、本資源のTAC報告が行われておりまして、TAC報告のデータによりますと一定量の漁獲実績があるということでございますので、TAC管理の適切な実施の観点から、新たな大臣管理区分として「まさば及びごまさば太平洋系群沖合底びき網漁業」という区分を令和6管理年度から追加しまして、配分数量を明示した管理を行うこととするものでございます。

変更の概要、具体的な規定は2に書いております。水域、漁業の種類、漁獲可能期間等、御覧のとおりでございます。管理の手法については、先ほど申し上げた数量明示をした上で総量の管理をすることとします。TAC報告の期限等につきましては、ほかの漁業種類と同様の規定とするものでございます。

なお、このさば類の太平洋系群の令和6管理年度の漁獲可能量とその配分案については、この後の諮問第447号で御説明させていただきます。

変更事項3、36ページを御覧ください。

「別紙2-15 まさば及びごまさば太平洋系群」、「別紙2-16 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」、「別紙2-17 ずわいがに太平洋北部系群」、「別紙2-18 ずわいがに日本海系群A海域」、「別紙2-19 ずわいがに日本海系群B海域」、「別紙2-20 ずわいがに北海道西部系群」及び「別紙2-21 ずわいがにオホーツク海南部」これらの資源についてのTACの都道府県及び大臣管理区分への配分に係る基準年の更新についてでございます。

こちらの内容は前回、第130回資源管理分科会において、すけとうだら4資源について変更の御了承を頂いたものと同様でございます。都道府県及び大臣管理区分へのTACの配分においては、直近の漁獲状況を反映しつつ安定的な操業を可能とするために、過去3年の漁獲実績の比率を用いた配分を行うこととし、その基準年を3年ごとに更新してきているところ、令和6管理年度がこの更新のタイミングに当たりますので、これまでは平成29年から令和元年までの漁獲実績を用いて配分を行っていましたが、今年度から、令和2年から4年の3年間に変更するものでございます。

最後に変更事項4、37ページを御覧ください。

「まだら本州太平洋北部系群」、「まだら本州日本海北部系群」、「まだら北海道太平

洋」、「まだら北海道日本海」及び「よしきりぎめ（南大西洋海域）」の特定水産資源への追加についてでございます。

まだらのこれら4資源につきましては、各資源に関するステークホルダー会合での検討、取りまとめを踏まえまして本年7月からTAC管理を開始、ステップアップ管理のステップ1を開始することといたしまして、資源管理基本方針の別紙2に、別紙2-42から45を新たに追加するものでございます。

告示の案につきましては、資料2-1の別紙として14ページから27ページにありますが、内容については38ページ、39ページの概要を使って説明させていただきます。

すみません、その前に41ページを御覧ください。

まだら4資源の対象水域の概念図をつけております。資源の名称で大体の感じはつかんでいただけるかと思いますが、津軽海峡、陸奥湾のところがやや複雑な区分けになっております。陸奥湾と津軽海峡の東部は、北海道太平洋の資源に含まれることとなっております。

38ページを御覧ください。

まず、本州の2資源について、本州太平洋北部系群、本州日本海系群と2つ並べて表にしております。別紙の構成は同様になっておりますので、まとめて説明させていただきます。

表の一番上、資源の名称の書いてある行でございますが、いずれもステップアップ管理の対象であることを明記することとしております。

管理年度につきましては、7月1日から翌年6月末日までとしております。

資源管理の目標及び漁獲シナリオについては、資源評価において研究機関から提案のあったものを採用しております。後ほど評価については資料3-11、12で御説明があると思います。

目標管理基準値、限界管理基準値、禁漁水準値は、それぞれ最大持続生産量を達成するために必要な親魚量、最大持続生産量の60%を達成するために必要な親魚量、最大持続生産量の10%が得られる親魚量ということで、具体的な数値はここに記載しているとおりでございます。

漁獲シナリオにつきましては、令和4年の資源評価に基づき、親魚量が令和15年に50%以上の確率で目標管理基準値を上回るよう漁獲圧力を調整することとしておりまして、親魚量が限界管理基準値を上回っている場合には、本州太平洋北部系群では調整係数 β を

0.75、本州日本海北部系群では0.95とするものでございます。目標管理基準値を下回っている場合には親魚量の値に応じて引き下げ、禁漁水準を下回る場合にはゼロとするものでございます。

対象となる漁業、都道府県ですが、大臣管理漁業につきましては、どちらも沖合底びき網漁業。都道府県につきましては、本州太平洋北部系群は青森、岩手、宮城、福島、茨城の各県、本州日本海北部系群は青森、秋田、山形、新潟、富山及び石川の各県としております。

TACの配分基準につきましては、ステップ1の間は定めず、ステップ2を開始する際には目安となる数量の配分基準を定めることとしております。

報告期限は既存のTAC資源と同様に、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとしております。

TACによる管理以外の手法としては、資源管理協定の締結促進ということです。

その他ですが、ステップアップ管理対象資源につきましては、これまでも同様にステップアップについて目指すスケジュールを示してありまして、また、そのステップ1、2の間に検討を進める主な課題を記載しております。主な課題としまして、この本州の2系群につきましては「避けられない混獲により漁獲量が積み上がり直ちに操業全体を止めざるを得なくなる状況を避けるための措置として、資源管理の取組に影響の少ない範囲で、翌管理年度との間で漁獲可能量を調整できる措置等に係る規定について検討を行い、ステップ3の開始までに結論を得る」という内容となっております。

39ページを御覧ください。

こちらは北海道の2資源について、太平洋と日本海を並べた形の表としております。

こちらでもステップアップの管理の対象であることを明記してありまして、管理年度は、本州と同じく7月1日から翌年6月末日までとしております。

資源管理の目標及び漁獲シナリオについてですが、こちらでも資源評価において研究機関から提案のあったものを採用しております。評価については資料3-13と14にございます。

本州の2資源と異なり、これらの2資源につきましては現時点では再生産関係を用いた目標管理基準値等を示すことができないことから、いわゆる2系ルールを適用することとなっております。

太平洋につきましては、目標管理基準値は過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布を当てはめたときの80%に相当する資源水準の値、限界管理基準値については56%に

相当する資源水準の値となっております。

日本海につきましては、目標管理基準値は91%に相当する資源水準の値、限界管理基準値は63.7%に相当する資源水準の値としております。

漁獲シナリオにつきましては、直近の資源水準の値と限界管理基準値の大小を比較した結果、及び直近の資源水準の値と目標管理基準値の差に基づき漁獲量を調整するというシナリオとなっております。

また、この北海道の2資源のみの規定として、その下の行に、予期せぬ加入量の増加等による漁獲可能量の追加という項目がございます。これは「漁獲の状況からみて、予期せぬ加入量の増加又は他海域からの資源の移入が発生したとみなされる場合、当該管理年度の漁獲可能量に所要の算式で算定される数量を上限として追加」するというものでございます。

その下、対象の漁業、都道府県でございますが、大臣管理漁業はいずれも沖合底びき網漁業。都道府県は、北海道太平洋については北海道及び青森県、北海道日本海については北海道のみとしております。

TACの配分基準、報告期限、TACによる管理以外の手法については、本州の2資源と同様の規定としております。

その他につきましては、こちらもステップアップ管理の対象ですので、目指すスケジュールとステップ1、2の間に検討を進める主な課題を記載しております。主な課題としては「予期せぬ加入量の増加等による漁獲可能量の追加に係る規定について、ステップ3の開始までに見直しを検討する」という内容となっております。

次に、40ページを御覧ください。

よしきりざめ南大西洋海域、別紙2-46についてでございます。

南大西洋海域で漁獲されるヨシキリザメは、大西洋まぐろ類保存国際委員会——I C C A Tにおいて管理が行われている、いわゆる国際資源でありまして、昨年11月のI C C A T年次会合で、北緯5度以南の海域で漁獲されるヨシキリザメについて新たに国別の漁獲上限が定められたところでございます。

これを受けまして、我が国においては、本資源を特定水産資源に追加することといたしまして、本年8月から開始される令和6管理年度から、TACによる管理を行うこととするものでございます。

管理期間は8月1日から7月末日まで、資源管理の目標は、I C C A Tでの合意等に従

い、資源の保全を確保をできる資源水準の値とし、漁獲シナリオは、I C C A Tにおいて決定された漁獲可能量の算定方式を漁獲シナリオとするというものでございます。

対象となる漁業は大臣管理のかつお・まぐろ漁業でして、漁獲量の総量による管理を行うことといたします。

また、報告頻度は10日ごとと規定いたします。

T A Cの配分基準等については、記載のとおりでございます。

変更事項4で説明いたしました5つの資源の令和6管理年度の漁獲量につきましては、この後の議題、マダラにつきましては諮問第447号、ヨシキリザメにつきましては諮問第449号で御説明させていただきます。

なお、ただいま御説明いたしました資源管理方針の一部変更の案につきましては、パブリックコメントの手続を4月9日から5月8日まで実施いたしました。その結果、15件の御意見の提出がありました。

変更の内容に関係する主な意見としては、変更事項2、まさば及びごまさば太平洋系群における新たな大臣管理区分の設定についてに関しまして、「今後、T A Cの配分方法の検討に当たっては、事前に関係者と時間的な余裕を持って十分議論してほしい」、「今後、資源状況が変化して漁獲が急増した場合などに備えて柔軟な管理の運用を検討してほしい」といった意見がございました。

また、変更事項4、まだら4資源等の特定水産資源への追加に関しましては、まだら本州太平洋北部系群について「今後、漁獲量が急増した場合などに備えて柔軟な管理の運用を検討してほしい」、「遊漁について、漁業者と歩調を合わせた管理を検討してほしい」このような意見がございました。

マダラの北海道の2資源につきましては、「資源評価の不確実性が高い中、精度向上をまずは優先的に行うべき」、「漁獲枠が逼迫した際の混獲を含む数量管理の方法を具体的に示してほしい」、「関係者の理解を得た上で次のステップに進んでほしい」このような御意見を頂いたところでございます。

変更事項2に関しましては、後ほどT A Cの配分案のところでも御説明しますが、頂いた御意見を踏まえた対応をしていきたいと思っておりますし、変更事項4につきましても、正にステップアップの中で検討を進めていくべき課題と認識しております。

御意見を検討させていただいた結果、パブリックコメント手続を行いました原案を本日の変更案としてお示ししているところでございます。

なお、今後、原案に大きな変更が生じることとなった場合には再度分科会に諮問いたしますが、軽微な変更については分科会長御了解の上、修正したいと考えておりますので、御了承を頂ければと思います。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

変更事項１から４までございますので、それぞれの変更事項ごとに順番に審議を進めていきたいと思います。

まず、変更事項１「資源管理の推進のための新たなロードマップ」につきまして、御意見、御質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

○井本特別委員 山陰旋網の井本です。

このロードマップについて、少し意見を述べさせていただきたいと思います。

今回、資源管理方針の一部変更ということで先ほど永田室長から御説明いただきましたけれども、冒頭の御説明でありましたとおり、資源管理の推進のための新たなロードマップを踏まえた本則等の規定の見直しであって、そのための修正であるということは理解いたしました。

この点については特に異議等ございませんけれども、ロードマップに関して少し意見を述べさせていただきたいと思います。

ここに、新たな資源管理の推進によって漁獲量を444万トンまで回復させることを目標とすると書いてございますけれども、仮にこのとおり漁獲できるレベルまで資源が回復したといたしますと、その一方で、そのときにもし水揚げ地の流通であるとか加工能力、あるいは需要といったものが伴っていなければ、水揚げすることはできないと思うわけです。前回についても意見を述べさせていただいたんですけれども、現に私の地元である境港では、２月からマイワシの漁獲が始まっておりますけれども、漁期当初から既に陸上の保管能力、冷蔵庫が不足しているということで、１日１カ統当たり150トンであるとか100トンといった漁獲制限を行う状態が続いております。

これまでTACによって漁獲制限を行ってきたこともございますけれども、現在にしましては水揚げ港の凍結、それから保管能力の不足、又は作業員の人手不足、こういった理由によって思うような水揚げができなくなっている状況です。こういった状況は境港だけで生じているわけではなく、九州の主要な水揚げ港についても同様だと聞いております。

また、こちらも前回申し上げたんですけれども、水産庁の方々には今、申し上げたよう

な状況が各地で生じていることを十分に御認識いただいた上で、ロードマップの前段、下から2行目に「適切な資源管理を通じた水産業の成長産業化を図る」と記載してごさいますとおり、適切な資源管理による資源量の回復とともに、流通、加工といった陸上の処理能力あるいは需要についても——私たちはよく生産者と加工業者は車の両輪だと言うんですけれども、どちらが欠けても水産業は成り立ちませんので、相互に発展させてこそ水産業の成長産業化が達成できるものだと考えますので、改めてそういった部分についても御配慮いただきたいと申し上げておきます。

ありがとうございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

御意見でございますけれども、水産庁から何かコメントございますでしょうか。

○資源管理推進室長 御意見ありがとうございます。

おっしゃるとおり、利用されてこそ資源ということでございますので、そういった陸上の状況も考えながら、このロードマップの取組を進めていく必要があると思っています。

そういった中で、すみません、陸上への対応というと直接私の所掌ではなくなってしまうんですけれども、水産庁全体として、そういったところで何が必要か、何ができるかというところ、今、例えば境港では漁港漁場整備部の事業を活用して冷蔵庫を整備されていると伺っておりますけれども、そのようにほかの部とも連携して考えていきたいと思っています。

○日吉特別委員 今回、ステップアップの変更ということで、法律で資源管理を明記されて以降、前回のロードマップができたと思うんですけれども、水産庁の職員の方も私どもの現場にもよく来てくれて、一生懸命前のロードマップのスケジュールどおりやろうとしているのは肌で感じて、頑張っていらっしゃるなと思っています。

また、今回、新たなロードマップに入るに当たってステップアップという新しい考えも、漁業者にちょっと配慮した考え方をつくっていただいたなと思っていますので、この次のロードマップの変更はないようお願いしたいところです。

○山川分科会長 御意見を頂いたということでよろしいでしょうか。

ほかに。

○渡部委員 内水面漁連の渡部でございます。

今日、新たなロードマップを示していただきまして、今年度から将来にかけての新たな方向性というか、大筋のことがここへ記されておると思います。

1つだけ聞きたいんですけれども、混獲への対応がここに特に記されておりますけれども、その細かい説明の中では、混獲の回避に係る漁具とか漁法等の技術開発とか改良普及等を目指していくんだと書いてあるんですけれども、私は混獲への対応を見たときに、漁法ではなくて獲れてしまった後のこと、本来それはもう海に戻さなければいかんということになっていると思うんですけれども、私もいろいろなところで情報を頂いたり自分なりに調べてみたら、魚種によっては海に戻しても再生産につながらない、大きくならない、死んでしまうものがかなりの率であるというような、それは何か水温が違ったり、また陸上に揚げたときのショックがあったり、網でほかの魚とすれたりといった影響があるといったことを読んだことがあるんですけれども、そういったことについては、この方向性としては飽くまでも混獲は回避する方向で、もし獲れたときのことはもう考えていないのか。

私などは、どうせ死んでしまうものだったらもったいないから是非流通したらどうかなと——分量にもよると思うんですけれども、そのような単純な思いがあったものですから、ちょっと発言させていただきました。どういう方向性かだけお聞かせいただきたいと思います。

○資源管理推進室長 混獲に関しましては、まず1つは、おっしゃったとおりで、ここにも書いてありますが、混獲回避のための漁具、漁法の開発、改良、普及というところがございます。まず混獲を避けるということで、そういった漁具、漁法での工夫ですとか、あるいは操業する漁場を、混獲が多いところは避けていただくという、まず混獲を避けることに取り組んでいただくということがあるとは思いますが、先ほど御説明したマダラの別紙2-42・43のその他のところにも記載しておりますとおり、避けられない混獲によって漁獲が積み上がって操業が止まることを避けるための方法として、TAC制度の運用においても、例えばここに書いてあるとおり、翌年度の枠を繰り入れて使う。当然、当初のTACより多く獲る分、翌年以降の調整ですとかそういったことは必要になってきますが、操業を止めないという面で、そういった運用の工夫ができないか、制度の運用の面でも検討していきたいと思っております。

○渡部委員 分かりました。

○東村委員 東村でございます。

このロードマップの真ん中より少し下にI・Q管理の推進というのが出ておりますよね。私がこの水産政策審議会の委員になったときにはもう既に幾つかの魚種でI・Qが、サンマとかサバ類とか入っていたんですけれども、ちょっとこれを質問する機会を逸したんです

が、全部 I Q にせず一部を I Q にしているのは、例えばうまくやり方を模索しながらやがては全部 I Q を入れるつもりでやっていらっしゃるのか、I Q に適した漁獲の仕方をされる海域だったり季節だったり、そこに I Q を入れてここから余り増やすつもりはないのかを、すみません、このところずっとどこかでお聞きしたかったので、今、お聞きします。

よろしくお願いします。

○資源管理推進室長 改正漁業法においては、資源管理は数量管理を基本として、数量管理は I Q 管理を基本とするとなつていっているところですので、その法律に基づけば、基本的には全体を、周年をカバーしていく方向が目指すところだとは思いますが、現実的にどういふところから入れていけるかも考えながら I Q 管理導入を進めてきて、今、この11漁法・資源について導入したところでございます。

ですので、このロードマップにも書いておりますとおり、方向性としては、拡大を図っていく方向での取組になると理解しております。

○東村委員 ありがとうございます。

いきなり全部に入れてしまうという方法というんですかね、適した方法が分からないところも出てくるので、現状で落ち着いています——決して落ち着いてはいないんですけれども、現状この状況ですという理解でよろしいでしょうか。

○資源管理推進室長 はい。

○東村委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

○青木委員 青木です。

資料の作り方に関する提案なんですけれども、今回、水産庁の方々にはこの膨大な資料を作るのに大変労力を掛けていただいて、感謝しております。

この資料ですが、資料 2-1 の 3 ページの新旧対照表と 32 ページからの変更事項 1 の 2 番の新旧対照表、これ新と旧が逆なんですよね。これはどちらかに合わせた方が混乱を避けられるのかなと思って、ちょっとその提案でした。

○山川分科会長 御意見を頂きましたので、よろしく御検討くださいますようお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

○塚本特別委員 釣りの方の団体なんですけれども、今回、遊漁者の管理が明確に書かれ

たと思うんですけれども、実際クロマグロに関しては釣り人も、都道府県別に遊漁者の規制等もあったりもして統一されていなかったり、また、釣った魚は釣り人のものなのか漁師さんのものなのか、その辺も何か明確でないので、もう国全体で、釣った魚は遊漁船の所有者のもので釣り人のものではないとかそのような明確なルールを決めていただかないと、都道府県によってばらつきがあったり、例えばお客さんが釣ったら、そのお客さんが「俺の魚なんだから勝手に」どうのこうのとか、そういうことも結構あってトラブルになったりすると思うので、その辺をちゃんと国の方でルールを決めて、それを各都道府県で遊漁船の認可とかそういうときにちゃんと伝達してもらってやらないと、釣り人の方もいいのか悪いのか。中には漁師さんが「大丈夫、釣っちゃいなよ」とか、クロマグロとキハダマグロとか釣り物が結構きわどいので、飽くまでもキハダを狙っていて、クロマグロのなぶら等があったときに、やはり釣り人は「なぶらがあるから行こうよ、行こうよ」と言うのに対して漁師さんが明確に言えるような、そういうものを国の方でちゃんと決めてあげれば、漁師さんがそれはもう完全に駄目だと——もちろん今でも駄目なんですけれども、「違法になりますので」と釣り人にはっきりと「駄目だから」と言えるような、そういう環境をちゃんとつくっていただくと、多分漁師さんとのトラブル、特にプレジャーボートの遊漁船者、組合等にも属していない人はその辺のルールもよく分かっていないと思うので、その辺のルールを国の方からちゃんと示してもらえればそれに沿ってやってもらえると思うし、そうすると釣り人も安心して釣りができると思うので、その辺を今後、どんどん明確にしていいただければと思います。

よろしくをお願いします。

○山川分科会長 御意見を頂きましたけれども、よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

○伊藤委員 I Qについて1つ質問があるんですけれども、今、もう導入して、まき網だとかそういうものに関してもいろいろな魚種がI Qになっているんですね。その過程の中で、その結果というか、これをやったことによってT A Cの消化率の極端な減少につながったりだとか、グループで操業しているところもあるしプール操業をやっているところも——まき網はないかもしれませんが、今後、各地域でいろいろと出てくるんですが、1つ質問したいのは、極端なT A Cの消化率の低下につながった例はなかったんでしょうかということです。

○資源管理推進室長 今の時点において、I Qを導入したことによって消化率が極端に下

がっているということは生じていないと認識しています。もちろんまだ長い期間見ていかないと分からないこと等ありますし、そもそも漁場形成等による変化もあると思うので、I Qを導入したことによるものなのか、ぱっと判断はできないかもしれませんが、今のところ、そのように極端に消化率が変わったところはないと認識しています。

○山川分科会長 ウェブで佐々木委員から御発言があるということです。

佐々木委員、よろしくお願いいたします。

○佐々木特別委員 佐々木でございます。

今回、新たなロードマップの策定ということで、大変な作業だったと思います。まずはどうもありがとうございました。

もともとこのロードマップが導入された水産改革のスタート時、つまり漁業法改正のときですけれども、私ども一消費者として、それから料理人のチームとして、本当に嬉しく思いました。しかし、それ以降なかなか計画どおりに進んでおらず、漁獲量も全く好転を見せない。かつ、私も日本各地の漁港を回らせていただいていますけれども、何と申しますか、どこもネガティブな、マイナスの状況でしかなくと申しますか、皆さん暗い表情をなさっていて、やはりもっと水産改革をどんどん進めていかねばならないのではないかと考えていたところでした。この新たな策定に関しては、先ほど日吉委員がおっしゃっていましたけれども、もう変更が必要ないように、是非この内容で進めていただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

○日吉特別委員 日本定置の日吉です。

先ほど塚本特別委員がおっしゃった遊漁の問題ですけれども、私、前回も少しお話しさせてもらいましたけれども、確かに今度のロードマップに遊漁に配慮するような項目が入っているんですけれども、皆さん御存じのとおり、法令的には遊漁者には報告義務がないわけですね。ほぼないという形で、これをつくってもなかなか——漁業者だけ法律で報告義務が課されていて、一般のプレジャーボートだったり遊漁者に対してある種、報告義務を課するようなことがなければ、こういう項目を入れても実態が伴わないと思います。

先日も日本定置の役員会があった中で、私は伊豆なので、相模湾は遊漁やプレジャーボートが非常に盛んな地域なんですけれども、伊豆だけでなく、先日も前田委員が瀬戸内海でもいろいろな問題があるとおっしゃっていましたけれども、やはりそういうところから考えないと漁業者が不公平感を持つような形になって、T A Cの法律がうまく履行できな

いようなことがあると残念なので、相当難しいのは分かっていますけれども——もう一步言うと、遊漁船の船長にも実は報告義務がないわけですね。結局は何も報告義務がないということ。私たち漁業者は厳しい報告義務を課せられているわけですから、その点についても今後、配慮していただければ幸いです。

○山川分科会長 この件につきまして、コメントございますか。

○資源管理推進室長 現状、遊漁につきましても、漁業者と同じTAC報告という形ではないですけれども、広調委の委員会指示に基づいて採捕量の報告義務は掛かっておりまして、正に今年度から、その報告期限の短縮もして強化を進めていくとしたところでございます。

このロードマップにも書いてありますとおり、クロマグロにつきましては、管理の高度化を推進していく方向で検討を進めていきたいと考えております。右端には「本格的なTACによる数量管理への移行を推進」と工程を記載しているところでございますので、こういったところに取り組んでまいりたいと思っております。

○日吉特別委員 塚本委員もおっしゃったとおり、特にキハダマグロとクロマグロなんですよね。クロマグロが非常に増えている中で、ほぼ同じような仕掛けでキハダをやったり、私どもの伊豆諸島でも、非常に盛んなレジャーでマグロを釣るというのがあるので、どうしてもかかってしまうんですね。

塚本委員すばらしい御意見を言っていたので、またその辺もよろしく願いいたします。

○山川分科会長 御意見を頂いたということで、よろしく願いいたします。

○川越特別委員 川越です。

ロードマップの中に遊漁のことがしっかりと組み込まれたことについては、評価したいと思います。

しかしながら、今、遊漁の実態を聞くと、ロードマップの中に正式にうたうここまでの議論の中では、なかなか今の委員の実態報告はなかった。我々は、やはり釣りはレジャーであり、家庭に帰って釣ったものを食べる、それがレジャーであり、遊漁船に乗っている釣り人の余暇だといった認識で捉えていましたが、やはりこのようにクロマグロが増えてきて、遊漁で乗っている人が釣り人なのか、今の話だったら、私たちの感覚ではもう本当に漁業者ですわ。漁業者がやっているような対応をしているということは、今の実態の中でやはりあるんだなという中に、これはなかなか混乱を示すところがある。

やはり漁業者と同じような対応となれば、もう一つ上の議論になってくると思うんです。

なかなか難しいと思うんですよ。だから、やはりここは遊漁船の管理者の方にしっかりと指導してもらってやるべきだなと思います。

もう一つ、3月12日の水経新聞に出ていたマグロの個体管理の記事の中で、私、少し気になるところがありまして、個体管理の報告は丸魚だ、内蔵等処理したものについては含まないといった文言が載っていたんですけども、こういうことをするとまたややこしいのではないですか。私はそう思います。

というのは、遊漁の方は1人1本だとか、漁業者にもそういう枠がある中で、それ以外のものを漁獲した場合に、沖で解体したものについては報告に入らないということであれば、何ですかね、きちんとした規制の中でやっていること以外のことが、これから先、出てくるのではないかと思いますので、ちょっとここの説明をしてほしいんです。

個体管理で、丸魚以外は含まないといった記事が出ていましたけれども。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

遊漁の件につきましては、御意見を頂いたということでよろしいでしょうか。

2点目の件につきまして、永田室長ですか。

○資源管理推進室長 クロマグロにつきまして、今回、対象として念頭に置いているのが30キロ以上の大型魚でございまして、大型魚につきましては、基本的に漁獲された後、消費地のまぐろを扱う業者まで解体——えら、腹を抜いたりはあるにしても、細かく解体はされずに流通していくのが現状の基本的な流通だと考えておりますので、解体されるまでの情報伝達というところで管理の目的は達成できるのではないかという考えから、このような形で考えているところです。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

○川越特別委員 理解できるように理解できないというのが……。やはり先ほども渡部委員が言われたとおり、釣り上げてしまったものをリリースといっても、できないところもあります。やはりおいしい魚ですから、釣り上げて死んだものを海に捨てる海中投棄ですよ、そういうことをするよりも、やはり食卓に持って帰りたい。また、大物であれば、きちんとブロックにすれば販売できるルートもあるでしょうし。

これだけ資源が増えてくる、また、遊漁の方もかなり狙ってくる。やはり漁業者は高齢化する中で、なかなかそこまで一生懸命、何というかな、やりたいけれどもやれない部分も出てくる。しかしながら、遊漁の方々は今物すごく、全国的に見ても皆さんいい船を持ってやっておられることを私たちも見ていますので、やはりそのような報告のとこ

ろで丸魚以外は含まないといった文言があるならば、ちょっとこれややこしいというか、いろいろな解釈ができる中でこれから先、いろいろな問題が出てくるのではないかと。私は、そういう感覚である記事を読ませていただきました。

○漁獲監理官 今の川越委員の御指摘ですけれども、沖合で解体して陸揚げしているといった噂は疑義情報として時々耳に入ってくることもございます。そういった点も踏まえて、今後、我々漁獲監理官の方で、陸揚げ検査で全国を回らせていただきますので、そういった中でプレジャーボート、遊漁船なども含めて陸揚げの実態をきちんと把握した上で、しっかりとした検査をしていきたいと思っております。

○川越特別委員 御答弁、ありがとうございました。

○東村委員 ちょっと話がずれるかもしれませんが、今、皆さんがお話ししているのは、遊漁の人が釣った魚をどうしましょうかという話だと思えるんですけれども、カナダなどではそもそも遊漁がライセンス制なので、誰もができるのではないというところで「1日何匹獲っていいよ」とかね。そのように何か入り口を縛る方法も——これは多分、法律等が絡んできてそんな簡単にほいっとできるものではないと思うんですけれども、もうちょっと、福井県は遊漁の関係で最高裁まで行ったことがあるんですけれども、海はみんなのものだと思っている人たちと、そうではないと思っている人たちと、その1つとしてライセンス制をちょっと……、今のこれは、御紹介させていただいているというぐらいで聞いていただければと思います。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

○資源管理推進室長 東村委員に御指摘を頂いたところは、ロードマップの遊漁のところでクロマグロの中ほどにも書いてございますが、この「管理の高度化を推進」という中に、今、おっしゃったライセンス制と同じものかどうかというところはありますけれども、「（届出制の導入等の検討）」とも書いております。そういったことも含めて、クロマグロ遊漁についての管理の高度化を進めていきたいと考えております。

○東村委員 どうもありがとうございました。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

○日吉特別委員 度々すみません。

川越委員がおっしゃっているとおりで、もう普通にあることなんですね、ブロックにして揚げるなんていうことは。特に30キロ以上の大型は、普通にできると思うんですよ。

今回、やはりこのように丸でやるという制度をつくったのは前向きな答えだと思います

けれども、私、これは間違っているかもしれませんが、牛肉などはブロックでトレーサビリティ、追いつけられると聞いたことがあるんですけども、将来的にはそのように、大型マグロについてはブロックでトレーサビリティみたいなもの、追いつけられるような制度をつくる必要があるかなと思います。意見です。

○山川分科会長 遊漁の件についていろいろ御意見が出たということで、よろしくお願いいたします。

もう一度ウェブから、佐々木委員が御発言があるということです。

佐々木委員、よろしくお願いいたします。

○佐々木特別委員 先ほどマグロがブロックで陸揚げされている、それが流通されている可能性があるということだったんですけども、戦慄しております。

料理人も、もちろん一般消費者としてもですけども、できるだけきちんと資源管理された、漁業者さんたちがきっちり守っていらっしゃる魚を買いたいと思っています。皆、同じ思いでいるわけですけども、それを防ぐ手立てがないのが多分、現状だと思うんですね。これはもちろんマグロだけではなく、全ての魚についてそうですけども、そういう思いを持っている買い手がたくさんいる中で、それを防ぐ方法がないのはとても残念なことですし、日本の海にとってプラスであるわけではないと思います。

ですので、トレーサビリティの整備に関してずっと懸案に上がっていると思いますが、ずっと止まっていると思うんですね。本当に、できるだけ速く進めていただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 御意見を頂いたということで、よろしくお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

では、変更事項1につきましてはこれぐらいにいたしまして、次に変更事項2、まさば及びごまさば太平洋系群の大臣管理区分に新たに沖合底びき網漁業を加えるという件につきまして、御意見、御質問等ございましたらよろしくお願いいたします。よろしいですか。

ウェブで御参加の委員の方々も、よろしいですか。

では、続きまして変更事項3、漁獲可能量の配分に係る基準年の更新の件ですけども、御意見、御質問等ございましたら。

特にございませんでしたら変更事項4、特定水産資源へまだら各系群、よしきりざめ（南大西洋海域）を加える件ですけども、いかがでしょうか。

ウェブで御参加の委員も、よろしいでしょうか。

特にないようでしたら、本件変更事項 1 から 4 全体につきまして、原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、諮問第447号「特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」でございます。

魚種ごとに区切って最初に事務局から資料の説明をしていただいて、その後、質疑を行いたいと思います。

それでは、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資料3-1を御覧ください。

まず、諮問文を読み上げます。

6 水 管 第 437 号

令和6年5月10日

水産政策審議会 会長

佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案

等について（諮問第447号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和6管理年度における漁獲可能量等を別紙1のとおり定めたいので、同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域並びにずわいがにオホーツク海南部に関する令和6管理年度における漁獲可能量の配分の変更等に係る国の留保からの配分、数量の融通等について、別紙2の取扱いとしたいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

それでは、サバ類、ズワイガニ、マダラの順で、最初に水産機構から資源評価の結果について説明し、その後にTAC設定及び配分について説明いたします。

サバ類の説明の際には、資源評価結果の説明の後に、先月開催されたNPFC第8回年次会合の結果についても御説明いたします。

最初にサバ類の資源評価について、水産機構から御説明をお願いします。

○水産機構浮魚資源副部長 水産研究・教育機構浮魚資源部の久保田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

マサバとゴマサバの4系群の資料について、ざっと説明させていただきます。

17ページ、資料3-2にまさば太平洋系群のスライドがあります。順に説明いたします。

図1、分布図となっておりますけれども、太平洋側に分布している資源で、産卵場は日本の南側の黒潮周辺域に形成されます。沖合まで広く分布を広げております。

漁獲量の推移は図2のようになっており、70年代に漁獲量がかかなり多かったものが、90年代、2000年代とちょっと低迷した時代がありました。その後、2012～2013年頃から漁獲量が増えてきました。ですがそれは、2013年に卓越年級群というのがあって、それによって漁獲がかかなり増えてきたことが図3、年齢別漁獲尾数の推移をよく見ると読めるんです。

けれども、その後、近年は2013年のような大きな年級群は出なくて、漁獲量としては減少傾向にありまして、2022年の漁獲量は日本、中国、ロシアを合わせて23～24万トンになっていると思います。中国は日本、ロシアの200海里の外側の沖合域で漁獲しており、こちらでの漁獲の比率としては、上がってきている状況です。

②の資料が資源量の推移ですけれども、図4のオレンジ色のラインが資源量の推定値ということで、2013年級群が入ってから資源量としては増加して、その後、減少し、ただ、資源量としては比較的高い水準であると推定しております。

次にいってください。

次は、マサバの再生産関係になります。

図6は、横軸が親魚資源量、縦軸が、その親魚からどれぐらいの子供が生まれたかという0歳魚の加入尾数をプロットしたものでございます。その平均的な関係を推定すると青いラインで示したような、これは折れ点のあるホッケースティック型という再生産曲線なんですけれども、これを含めて3種類とか、またいろいろなバージョンがあるんですけれども、幾つかの再生産関係を当てはめてみて最も適合するものを選択するといった作業が2019年、2020年頃に行われております。それで、この再生産関係がよいだろうということに合意されるということになっています。

その再生産関係に基づいて、親魚量がどれぐらいであったときに平均的な漁獲量がどれぐらいになるかが推定されます。

すみません、図6で平均的な再生産関係が太い線で示されておりますけれども、上下に点線があります。マサバの場合、この上下の幅が非常に広いというか、年による再生産のよい・悪いの落差が大きいことが大きな特徴かと思えます。

こういう関係から、親魚量がどれぐらいのときにどれぐらいの漁獲量が得られるかを推定すると、図7のようになりまして、親魚資源量が154万5,000トンのときに漁獲量が最大になると推定されまして、その最大の漁獲量が37万2,000トン、これがMSYとなります。その漁獲量の60%、10%に相当するところが限界管理基準、禁漁水準となっており、それぞれ下にあるような数字が計算されます。

図8、9の方にいつていただきたいんですが、この2つの図の縦の点線が、先ほどの目標と限界、禁漁のそれぞれの水準でございます。目標管理基準値ぐらいに資源を回復させると漁獲量が最も多くなるということで、そこが目標になるわけですけれども、マサバに関してはこれまでの資源の推移を見ると、それよりも低い状態でずっと来ているというこ

とでございます。

縦軸が漁獲圧で、 F_{msy} とありますが、これは MSY が得られるときの漁獲圧となりまして、それに対する比が縦軸になっており、1より高い年がほとんどになっておるということです。2022年で少し下がってきましたが、過去2年間を見るともう少し上にありまして、やはり F_{msy} よりも漁獲圧が高い年が続いているということです。

右の図は、先ほど申し上げた3つの基準値に対して、このような漁獲圧を充てましょうという漁獲管理規則になります。それが上の図ですね。その規則に基づいて漁獲量を推定すると、下の図のようになるということです。親魚量が決まれば漁獲量が決まることにはなりますが、そこで $0.9F_{msy}$ とこの線に書いてあります。この0.9という数字は後で「 β 」とも呼ばれますけれども、2019年、2020年頃の議論によって、この漁獲強度であれば2030年に MSY 水準に到達する確率が50%になるということで合意された数字でございます。

次にいってください。

これは F_{msy} に掛ける係数ですけれども、 β を0.9としたときの将来の親魚量と漁獲量が赤い線で示されており、先ほど再生産関係のばらつきが大きいと申し上げましたけれども、この薄く色がつけてある範囲が90%の範囲なので、非常に広いんですね。どうしても予測の幅として広いのはやむを得ないということですが、 β 0.9でいくと MSY よりも少し高い水準の親魚量となり、漁獲量も MSY ぐらいの37万トン程度になるということです。

現状の漁獲圧では親魚量は少し低くなり、漁獲量は多くはなるんですけれども、親魚量は少なくなってしまうということでございます。

上の図でいくところの赤い太い線を数字にすると、次の表1、表2の赤い枠の数字になります。 β イコール0.9が合意されておりますので、それに基づいて表2の2024のところの数字が32万7,000トンとなっておりますが、これが2024年漁期の生物学的な漁獲可能性というか、ABCとして求められるものになります。

以上がマサバの資源評価でございますが、よろしいでしょうか。

引き続き、ごまさば太平洋系群について御説明いたします。

こちら分布はマサバとほとんど同じですけれども、マサバよりやや南、そして沿岸に近い海域に分布するものです。これも近年沖合、かなり東沖合の方にいってもいることが調査でも分かっておりますし、中国の漁獲の情報からも、ある程度は得ているということ

です。

漁獲量の推移は下のようになっておりますが、ここでの中国、ロシアの漁獲量については北日本でのゴマサバとマサバの比率を沖合にも引き伸ばすといった方法で推定したもので、正確ではないかもしれませんが、当たらずとも遠からずな推定であると思っています。

2022年の漁獲量は、3 か国合わせて5万3,000トンぐらいだと思います。

すみません、幾つかの図は飛ばしていきたいと思います。図4にってください。

——すみません、漁獲量の推移を言わなければいけなかったですね。図2です。

2010年頃まで比較的高い漁獲量であったものが、その後、減少してきて、近年は少ないということでございます。ただ、沖合でも獲られるようになってきて、ちょっと増えてきているところです。

資源量を推定すると図4のようになりまして、やはり2005年から2010年頃に高かったものが、減少してきているということでございます。

図6の再生産関係です。

ゴマサバの場合は、幾つか充てた再生産曲線の中でリッカー型という、親魚量が増えしていくと加入量が密度効果でやや減少していくという曲線が適合すると推定されております。見るとこれも時折、親魚量に対してかなり高い加入がぼつぼつ出るような特徴があって、そういうものがあるとしばらく資源状態がいいといった特徴があるのがゴマサバかと思います。

先ほどマサバで御説明したのと同様に、横軸に漁獲量、縦軸に平均漁獲量としてMSYを推定してやると、MSYが10万5,000トン、そのときの親魚量は15万8,000トンとなります。

同様に、限界管理基準値、禁漁水準値も推定しております。

次の図8、神戸プロットにさせていただきますが、ゴマサバの場合は資源が目標管理基準値を上回っていた時代もあったんですけれども、近年はそれを下回り、また、漁獲圧も2022年に関してはちょっと高くなってきたということでもあります。

——すみません、図6で少し注意して説明しなければいけないところがありました。図6に戻ってください。申し訳ありません。

再生産関係のプロットの白い丸の推移を見てほしいんですけれども、2015年から2022年にかけて点線が、親魚量10万トン、加入量3～4億尾ぐらいですかね——のところにぐにゅぐにゅと固まっているのが分かるかと思います。これは上下の点線が90%の範囲なん

ですけれども、その下限に近いところで近年、7～8年続いているということです。加入が余りよろしくない状況が続いています。

ゴマサバの管理規則については、図9のとおりでございます。

将来予測に当たっては、先ほどのように近年の加入が余りよくないことを将来予測にも少し反映させるような予測をしております、そのために、2035年ぐらいまでなかなか資源が増えにくいという予測になっております。

図10の赤い線を数字にすると表1、表2のようになりまして、2024年の漁獲量としては $\beta 0.9$ において2万6,000トンということで、これが2024年漁期のABCと出てきます。

次は、ゴマサバの⑦。

これに関しては、将来の加入が再生産関係のとおりであればどうなるかを推定したものですけれども、こちらはかなり楽観的な予測であろうということで、このとおりにはならないと思いますが、参考までにお示ししているということでございます。

次に、まさば対馬暖流系群です。

こちらは東シナ海から日本海に分布する資源で、漁獲量の推移としては、1996年頃に漁獲量が多い年がありますが、その後、安定した推移をしているかと思えます。資源量として推定しても、そのような推移になっております。図4です。

まさば対馬暖流系群の再生産関係については、図6のようなホッケースティック型が適合するということで、これに基づいてMSYと目標管理基準値を推定すると、ここにあるように32万3,000トンがMSYとなります。

今までと同様に目標管理基準値、それぞれが縦の3つのラインになっておりまして、図8の神戸プロットのような資源と漁獲圧の推移をしております、やはり近年は赤色のゾーンになっており、漁獲圧も高く、資源量も目標管理基準値には到達していない状況でございます。

漁獲管理規則が、こちらは $0.95 F_{msy}$ となっております。マサバ（対馬暖流系群）の場合はこの $0.95 F_{msy}$ で漁獲していけば2030年に目標管理値を上回る確率が50%以上であるということで2020年頃の会議で合意されて、この基準となっております。

図10です。それに基づいて将来の予測をいたしますと、近年の漁獲圧がやや高く、それで漁獲すると将来の親魚量はやや低くなるんですけれども、 β イコール 0.95 での漁獲でいきますと、将来の親魚量はMSY水準を平均値では少し上回るといった予測になっております。

その上の図10の赤いラインを数字にすると、表1、表2の赤い枠で囲った数字になります。して、2024年のABCとしては24万1,000トンになります。

最後、ごまさば東シナ海系群です。

こちらの分布域は、先ほどのマサバとほぼ同様です。

日本と韓国の漁獲量を合わせた推移ですけれども、2019年、2020年で漁獲量が下がっておりまして、それがまた元に戻っているような推移をしております。

図4にいきまして、その2か年での資源量としては確かに低く推定されましたが、また元に戻って、資源量、親魚量としては15万トンぐらいになっているということでございます。

ごまさば東シナ海系群の再生産関係は図6のように推定されまして、これもホッケースティック型の再生産曲線です。ただ、右肩上がりになっているような点しかなくて、一番右に折れ点があって、まだ増えるポテンシャルがあるような推定になっております。

MSYは7万6,000トンと図7から推定されます。

神戸プロットに乗せると図8のようになりまして、まさば太平洋系群と似たような感じで、目標管理水準には届いていない、漁獲圧も高い状態が続いているということです。

0.95というのは、これも先ほどまさば対馬暖流系群で御説明したのと同様ですけれども、合意された漁獲管理規則に基づいて、このように漁獲圧を充てましょうということになっております。

図10、将来の親魚量と漁獲量の予測ですけれども、現状の漁獲圧が高いんですね。1.56 F_{msy} ということで、MSYで推奨される漁獲圧の1.5倍くらいになっている。このまま漁獲が続くと将来の漁獲も親魚もかなり減少していくので、（漁獲圧を）下げましょうということになります。

この赤い線の数字が表1、表2の赤枠の中の値になりまして、2024年の漁獲量としては3万3,000トンと推定されます。

○漁業交渉官 続きまして、私、水産庁国際課で漁業交渉官をしております富永と申します。よろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

私からは、先月開催されました北太平洋漁業委員会——NPFCの結果について、特にマサバについて御報告させていただきます。

資料は3-15、57ページでございます。

1 ページは飛ばしまして、2 ページ、「北太平洋漁業委員会（N P F C）」と書いてあるところから始めたいと思います。

北太平洋漁業委員会は、北太平洋を管理対象水域とする地域漁業管理委員会(RFM0)でございます。太平洋にはカツオ・マグロを管理するW C P F CとI A T T C、それからサケ・マス管理するN P A F Cがあるんですが、それらのR M F Oが管理していない魚、サバですとかサンマですとか、そういったものを管理する国際機関として発足しております。

58ページの上です。

先月開催されましたN P F Cの第8回年次会合におきまして、マサバの保存管理措置の改正が行われました。もともとN P F Cではマサバの保存管理措置があったんですけれども、それを改正する形で、この資料で下線を追加している部分が今回新たに追加された内容でございます。

1 番目は下線を引いていませんけれども、これまでもマサバについては許可隻数を増やさないという措置はありました。今回、新たに漁獲の上限の設定が追加された形になっております。

2 番目ですけれども、今のところまだN P F Cで資源評価ができておりませんので、飽くまで暫定的な措置としまして、まず、(ア)にあります。マサバのT A Cを年間9.4万トンにする。N P F Cは公海が条約水域ですので、これは公海におけるT A Cとして9.4万トン。そのうち1.4万トンはトロール、8万トンはまき網と分けます。トロールについては隻数として、中国は3隻以内、E Uは1隻以内というルールが決まっています。

この(ア)に「⑥を除いた」とありますが、下の⑥を見ていただきますと、②の漁獲上限とは別にE Uは6,000トン漁獲が可能となっていますので、最初の②と⑥を合わせまして年間10万トンという漁獲上限が、今回、新たに採択されました。

この漁獲上限に関する措置以外に、④にありますとおり1万トンを超える漁船にはマサバ操業を認めないとか、⑤にございますけれども、今回、上限は決まりましたが国ごとの配分等はありませんので、オリンピック方式で行われますので、枠を超過しないようにT A Cの9.4万トンの95%に達した段階でマサバの操業を停止する。そのために、漁業をする国は毎月漁獲の状況を報告することが義務づけられておりまして、漁獲が60%を超えた以降は毎週報告して行って、実際の漁獲が95%を超えないように確保する措置も併せて採択されております。

これは冒頭申し上げましたとおり、飽くまでも資源評価が完了するまでの暫定的な措置として定められておりますので、遅くとも2026年、第10回年次会合までには新たな科学委員会からの助言に基づいて見直しを行うこととなっております。

○資源管理推進室長　続きまして資源管理推進室長から、まさば及びごまさばのT A Cの設定及び配分の案について御説明いたします。

まず、まさば及びごまさば太平洋系群について、61ページ、資料3－16を御覧ください。

さば類につきましては、令和2年のいわゆるステークホルダー会合の取りまとめ結果を踏まえた漁獲シナリオに基づき、令和2管理年度からT A Cが設定されております。

1の(1)、T A Cの設定の考え方ですが、マサバとゴマサバは同時に漁獲されるという採捕の実態を勘案して一体的に管理することとしまして、資源管理基本方針別紙2－15に定められたシナリオに基づいてA B Cを算出しています。

③ですが、令和5管理年度までは、算定された各資源のA B Cの合計値の全量を日本E E Z内分としてT A Cを設定してきたところでございます。今年、これまでと違う状況としまして、先ほど富永から御説明いたしましたように、先月開催されたN P F C第8回年次会合において、公海におけるマサバの漁獲量を10万トンに制限する措置が新たに合意されたという状況がございます。

しかし、今回設定された漁獲上限はN P F Cとしての資源評価結果を得るまでの暫定的な措置として、公海での漁獲を一定以下に抑えることを目的として導入されたものでありまして、N P F Cでは現在マサバの資源評価の作業中であり、今回の上限も科学的な資源評価を基に設定されたものではない状況です。こうした点を踏まえれば、まさば及びごまさば太平洋系群の主要な産卵場及び分布域を有する我が国として、N P F Cにおいて、適切な資源評価に基づいて我が国の資源管理措置と一貫性のある措置が導入されるよう引き続き求めていくこととしまして、それまでの間は、これまでのT A C設定の考え方を踏襲しまして、まさば及びごまさば太平洋系群の各資源のA B Cの合計値をT A Cとして設定する案になっております。

シナリオの概要につきましては、61ページの(2)に、次のページの(参考1)にステークホルダー会合の取りまとめの結果を記載しております。

令和6管理年度のT A Cは62ページの上、(3)にございますように、35万3,000トンとするという案でございます。

配分案につきましては、63ページを御覧ください。

先ほど諮問第446号で、総量により管理を行う「まさば及びごまさば太平洋系群沖合底びき網漁業」という大臣管理区分を新たに設定し、配分数量を明示することを御説明いたしました。また、配分に係る基準年についても更新することとしております。

TACの20%を国の留保として、そのほかを過去3年の漁獲実績の比率に基づいて配分するという、また、IQによる管理を行う区分については留保からの追加配分の対象から除外するとともに、当初配分において一定数量を上乗せすることとしております。

(6) が今回、新たに書き加えたものでございます。

近年、海洋環境の変化等によりまして、資源量の変動のみならず漁場形成、漁獲水深の変化が大きい状況がございます。こうした状況に鑑みまして、次のシェアの更新、具体的には令和9管理年度に予定しておりますが、令和9管理年度に向けては実際の漁獲状況も踏まえつつ、TACの配分方法について関係者と共に検討を行うことを考えております。

具体的な配分数量は、64ページに記載しております。

大臣管理区分は、大中型まき網漁業のIQにより管理を行う区分、それから総量により管理を行う区分、そして沖合底びき網漁業の3つに記載の数量を明示して、配分いたします。

知事管理につきましては、数量が明示されるのは漁獲のシェア上位8割に入る都道府県と数量明示を希望する都道府県ということで、今年度から新たに北海道が数量明示となっております。その他、右側に記載している都府県につきましては現行水準とする案となっております。

次に、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群のTACの設定及び配分について、資料3-17、65ページでございます。

こちら令和2年のステークホルダー会合の取りまとめ結果を踏まえた漁獲シナリオに基づき、令和2管理年度からTACが設定されておまして、当初TACの設定の考え方は前年度と同じでございます。

太平洋と同様にマサバ及びゴマサバを一体的に管理することとしまして、資源管理基本方針別紙2-16に定められた漁獲シナリオで算定されたABCの合計値のうち、我が国EEZ分を算出しまして、更にこの合計値から、令和5管理年度途中の漁獲可能量の調整により令和5管理年度に追加した数量を減じた数量、21万3,900トンをもTACとするという案でございます。

なお、65ページの1の(1)の③が今年度からの新たな考え方でございます。令和5管

理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分につきましては、令和5管理年度と令和6管理年度との間でのTACの調整により、令和5管理年度に追加した分、具体的には6,000トンですが、これを上限として未利用分を国の留保に繰り越すこととしております。ですので、このABCの合計の我が国EEZ分21万9,900トンから6,000トンを差し引いた21万3,900トンをTACとする案となっております。

配分につきましては、67ページに記載しております。

先ほど申し上げた令和5管理年度に繰り入れた分の未利用の数量、こちらは後ほど令和5管理年度の終了後、実績の確定後、留保に繰り越すことを予定しております。そのため当初配分における国の留保は、この調整を行う前の21万9,900トンの20%である4万4,000トンから追加数量6,000トンを差し引いた3万8,000トンといたします。その残りの数量については、過去3年の漁獲実績の比率に基づいて配分することにいたします。

具体的な数量は、68ページに記載しております。

大臣管理区分は大中型まき網漁業、知事管理につきましても記載の県で数量明示、右側の枠の中は現行水準ということで、令和6年度から新たに石川県が数量明示となっているところでございます。

サバ類についての説明は、以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいま御説明いただきましたサバ類につきまして、御意見、御質問等よろしく願いいたします。

○井本特別委員 対馬系のサバ類について、私から少し意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、これまでの流れと現状について触れさせていただきます。

令和4管理年度についてですけれども、令和4管理年度は資源評価に基づいてTACの方が少なく設定されたにもかかわらず、来遊の方が急増いたしまして、現場に大きな混乱が生じました。

次に、翌年でございます令和5管理年度につきましては、令和4管理年度に急遽設けられました翌年度からの漁獲枠の繰入れの規定を導入していただきまして、それから前回の水政審で改善いただいて、先ほど永田室長からも御説明いただきましたように、繰り入れた量のうち使わなかった分に関しては翌年度の枠に戻せることにいただきました。更に国の方で令和6管理年度から6,000トンの留保を繰り入れさせていただいたことによっ

て、本年6月末までの今年度に関しましては、令和5管理年度の漁期について、見かけ上は大きな混乱なく推移してきたと思われるかもしれませんが、実態はそういうことではなく、非常に大きな混乱を招いております。

しかしながら、今漁期、日本海から九州にかけての海域では前年にも増して大きな魚群の来遊がございまして、現在も、スポット的には活発な漁場形成が発生している状況が続いております。

このような状況下にございまして、大きな混乱を生じた昨年の轍を踏まないためにも、TAC配分を受けた関係県及び大中まきの業界に関しましては期間ごとの漁獲目安量の設定であるとか計画的な漁獲抑制を自主的に実行するとともに、TAC明示関係者間での枠の融通や留保枠の効率的な配分実行に取り組んだこと、そして何よりも、今回、漁業現場が多く操業機会を失っております。そこまでしてTACを順守する努力を行ったこと、こういうことが背景にあることを水産庁の方々には御理解いただきたいと切に思っております。

それから、令和4管理年度と令和5管理年度で発生した、TACの基礎となる資源評価結果と現場の資源状況との大きな乖離についてでございますけれども、対馬系のサバ資源が増加傾向にある現状にあつては、恐らく令和6管理年度もこういうことが繰り返されるだろうと私たちは予想しております。もともとTACの基礎であるABCについては、将来予測の幅広い触れ幅の中から平均値だけを採用しているにすぎないことから、現場の資源状況とは上にも下にも大きく振れる可能性が常にございます。現場サイドの努力でこういった振れ幅を吸収することは、既に限界が来ていると感じております。

サバ類については、今後、令和7管理年度に向けて目標も漁獲シナリオも全面的に見直しが行われるとは聞いておりますけれども、先ほど前段の諮問のパブコメの中にもございましたけれども、このような資源評価の将来予測の振れ幅にも迅速に対応できる柔軟なTAC管理の在り方について、早急に検討いただきたいと考えます。

また、もし可能な対応がございましたら、是非令和6管理年度からそちらの導入に移していただくように、重ねてお願いしたいと思います。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

御意見を頂きましたけれども、永田室長、いかがでしょうか。

○資源管理推進室長 御意見ありがとうございます。

TACを守るための努力をしていただいていること、御協力いただいていること、感謝

申し上げます。

TACの管理につきまして、先ほど新たなロードマップの説明でも申し上げましたけれども、TAC管理を円滑に進める上での課題、突発的な加入、来遊の変化等への対応を含めまして、関係者の皆様とも意見交換しながら、協力して解決を図ってまいりたいと思っております。

前向きな提案も幾つか頂いてございますので、そういったことも踏まえて、どういったことができるか検討してまいりたいと思っております。

○井本特別委員 水産庁の担当の方々には柔軟な対応ということでいつもお願いを申し上げている中で、非常にいろいろな対応をしていただいている状況ではございますけれども、現場の努力も御理解いただいて、さらなる前進をしていきたいと思っておりますので、是非御検討をよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

○山川分科会長 よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

○日吉特別委員 水産機構にお聞きしたいんですけれども、例えば、これで見ると太平洋群のマサバもゴマサバもほぼ伊豆諸島、私のすぐ沖が産卵場で、以前は静岡県内にサバ棒受けという漁法があって、多分十五年二十年前は40隻ぐらいあったと思うんですけれども、現在は1隻になってしまっているんですね。非常にサバが少なくなっている。私は定置ですけれども、産卵場が近い関係で、非常に少なくなっていることを肌で感じています。

それも含めてお話を聞きたいんですけれども、近年ソナーの能力が相当発達していると思うんですね。今、漁獲能力とかそういうものは船とか網ではないと思うんですけれども、電子機器と言われるソナーの能力のこの十五年二十年の発展は物すごいと思うんですけれども、そういうものも科学的な評価の中に一部入れたりしているんでしょうか。

○水産機構浮魚資源副部長 御質問ありがとうございます。

漁獲能力の向上というか、そういった点は、直には反映されていないのが実情であります。その点についてはいろいろ検討しなければいけないとは思っておりますけれども、そうですね……、現状では組み込まれてはおりません。

一方で、これほど資源が減少してきていると感ぜられることに関しては、海況の影響も大きいであろうとは考えております。黒潮が今、大蛇行して、大蛇行も南に行く方はいいいんですけれども、常磐から三陸の方に向けて暖水が日本の沿岸域を北上しており、南下回

遊に重要な冷たい水が沿岸の方に入りにくい状況になっており、これまでのように資源があっても産卵場への回遊がうまくいかないような状況が起きて、何か資源の動向によくない影響を与えているのではないかといったことは思っておりますけれども、漁獲能力の変化については、これはこの資源に限ったことではありませんけれども、機構としても検討していきたいと思います。

どうもありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

○及川委員 及川です。

N P F C の件についてお聞きしたいんですが、先ほど御説明いただきまして、中国船のまき網が公海上で結構漁獲しているということで、「まき網」と書いてあるけれども、これが例の虎網というものなのか、細かいことが分からないので教えていただきたいと思います。

それから、公海上での漁獲が可能ならば日本船も、現在のまき網船がそこまで行けるのかとか大きい船なら行けるのかとか、虎網的な、そういうトロールとの中間みたいなものだったら行けるのかとか、そういう漁場の拡大といった点から教えていただきたいと思います。

○漁業交渉官 御質問ありがとうございます。

まず、中国船のまき網ですけれども、虎網というものではなく、いわゆるまき網だと認識しております。

それから操業の可能性という点については、私からは何とも申し上げられないんですけれども、今回の措置で別に日本が獲れないというわけではないので、過去の実績、もともとある許可隻数の増加を禁止すること、プラス今回のものが入っているんですけれども、日本の過去の実績に基づいて、漁獲をする権利はあります。

○及川委員 ありがとうございます。

普通のまき網船ということで、形も全く、いわゆる日本や韓国でやっているようなまき網船のようなんでしょうか。

○漁業交渉官 申し訳ありません、詳細はちょっと把握していないんですけれども、ただ、違う点として、集魚灯を使っているとは聞いています。

○及川委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

ウェブで御参加の委員の方々も、よろしいでしょうか。

佐々木委員から御発言があるということですので、よろしくお願いいたします。

○佐々木特別委員 昨年もちっと意見させていただきましたけれども、今年は質問という形で水産庁の皆様にお伺いしたいことがございます。

このマサバ、ゴマサバの管理を続けていけば、私たち国民は国産のサバを使った焼き魚とかしめサバとか、味噌煮でもいいんですけれども、とにかく日本のサバを使ったお料理を普通に食卓で楽しめる未来があるのかということです。

先日、私、京都のある鯖寿司のお店から御相談を受けました。国産サバがどうしても手に入らないと。福井産はもちろん——つまり京都は歴史的に小浜とか福井のサバを使うことが多いんですけれども、今はもう全然福井で獲れない。日本産であればよいという思いで探し回っているけれども、もうどこへ行っても小さなサバばかりで私たちが食べられるサイズ、しめサバにできるサイズなんてないと言うわけです。

今、京都だけではなく、私が住んでいる東京のスーパーで探しても、ほとんどノルウェー産とかヨーロッパ産、イギリス等も最近ありますけれども、ヨーロッパ産になるんですよね。国産のサバはほとんど手に入らないわけです。

一方で、2000年代以降にサバ類の輸出は大きく膨らんでいると思います。10万トンぐらいから25万トンぐらいだったと思いますけれども、ずっと輸出していますよね。それだけあるなら国内需要を満たせると思うんですけれども、結局、小さいために私たちが食べるサイズではないと聞いています。キロ単価100円とか150円といった価格で国内の小型のサバを海外に輸出して、逆にノルウェー産の大きなサバを250円とか300円で輸入しているというのは何かおかしいと思うんですよね。何より私たちが食べられないというのが本当に悔しいと思います。

本当に素人目線なんですけれども、何かおかしいのではないかと、管理の方法自体がおかしいのではないかとと思うんですが。大きくなってから獲れば私たちは日本のサバを食べられるのではないかと思いますし、高いお金を出して輸入する必要もないと思うので。今の管理の方法を続ければ私たちがサバを普通に食べられる未来があるのかというところを伺いたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 御質問を頂きましたけれども、どなたにお答えいただけますか。

○資源管理推進室長 ちょっとお答えになるかどうか分かりませんが、答えられる範囲で

お話ししたいと思います。

まず、この資源管理の取組としましては、科学的な資源評価に基づいて、MSYの水準を達成することを目指して、正に資源を持続的に利用できることを目指してTACの設定・管理をしているところですので、おっしゃったように、当然日本産のサバを食べることが将来にわたってできるといったことを目指して取り組んでいるわけであります。

ただ、ヨーロッパのサバがということについては、必ずしも国内で獲れる、獲れないだけではなく、消費者の嗜好としてヨーロッパのサバの方が好まれるといったこともあるかと思いますので、資源管理と輸入が必要なくなるという話とはまたちょっと違うところはあるかと思います。

また、国産のサバについても、資源として海の中にいるものが漁場の形成、海洋環境の変化等によって従来どおりの操業で獲れるかどうか、今後、変わってくるところもあるので、いろいろ複雑な要素が絡んでくるとは思います。

ただ、最初に申し上げたとおり、我々が取り組んでいる資源管理は、国内のサバを将来にわたって利用できるようにというところを目指しての取組だということで、御理解を頂ければと思います。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

○佐々木特別委員 お答えありがとうございます。

今、持続的に利用できるようにとおっしゃいましたけれども、その「利用」の中で、私たち国民が普通に食べるということが一番の目的だと思うんですね。水産庁の命題は、国民に安定的に水産物を供給することだと思います。それができていないのではないかと思いますので、「持続的な利用」のちゃんとした意味を再考いただきたいということ。

それから、今のサバの現状を、国民の皆さんはほとんど知らないと思うんですよ。京都の鯖寿司の方も、獲れていない、日本にはもうサバがいらないだと認識していらっしゃいました。「いや、そうではないんです。これだけ輸出しているんですよ」という話をしたときにめちゃくちゃびっくりされていて、それはやはり現状の周知もできていないということですし、そこは、私たち国民が魚を食べることが一番重要なことだと思うので、考えていただきたいと思っています。

よろしくお願いします。

○山川分科会長 貴重な御意見どうもありがとうございます。

御意見を頂いたということで、よろしくお願いいたします。

ウェブで齋藤委員から御発言があるということですので、よろしくお願いいたします。
○齋藤委員 齋藤です。

及川委員の意見にも関連するんですけれども、北部太平洋の外国船の操業の様子を伺いたいと思います。

現行でも、領海のラインにロシアのトロール船が張りついているわけですね。現在はEU船は1隻だけということではありますけれども、NPFCで科学的データに基づく管理がされるようになった場合、あるいは増枠あるいは増隻といったことも懸念されるんですけれども、EU船にとって北部太平洋がどの程度魅力のある漁場なのかはよく分かりませんけれども、どんな意図を持って太平洋に来るのか、あるいは混獲の枠、NPFCで言えばアカイカ等の混獲の、それも暫定の枠みたいなものがあるのかどうか。

その辺、EU船等の——ロシアは日本のEEZですから、NPFCにおけるEU船の動向の情報が何かあれば伺いたい。よろしくどうぞお願いいたします。

○漁業交渉官 御質問ありがとうございます。

外国船の操業状況ということで、まずEUの船でございますけれども、先ほどもお話しさせていただきましたとおり今、1隻ということで、これは今回の交渉でも、我々、資源が余りよくない状況の中でEUの操業をどうやって認めていくかという交渉をしていく中で、できるだけ抑える形でやりたいということで話をして、EUは1隻としています。

将来的に資源評価を行って、資源状況に基づいた枠の設定となってくればまた話は別ですけれども、そこは当然、我々の漁業を守るために交渉に臨んでいきたいと思っております。

EUの船は、詳細は私も把握していない部分があるんですが、南太平洋でやっているトロール船が北太平洋でも操業したいということで、関心を持っていると聞いております。NPFCにおきましては、イカについては先ほど申し上げたサバと同様に、隻数を制限するという措置は既に入っております。NPFCは設立されてからまだ10年ぐらいですか、来年10年だと思えるんですけれども、比較的年数が若いので、まだ必要な措置を入れている段階でもございますので、引き続き我が国の漁業、太平洋の資源を守りつつ操業ができるように交渉に臨んでいきたいと考えております。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

○齋藤委員 分かりました。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

特にないようでしたら、サバ類につきましては原案どおり承認していただいたということとでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

次にズワイガニについて、事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○水産機構底魚資源副部長(成松) 水産研究・教育機構の成松と申します。よろしくお願い致します。

私からは、ずわいがに太平洋北部系群の資源評価について御説明いたします。

資料33ページになります。

ズワイガニは北日本に広く分布しておりまして、このうち青森県から茨城県の沖合に分布する群れを太平洋北部系群と呼んでおります。

図2に漁獲量の推移を示しておりまして、2010年までは多い年では300トン、少ない年では100トンぐらいで推移しておりましたけれども、東日本大震災が起きた2011年以降は漁獲量が大幅に減少しまして、20トン未満で推移しております。

また、図3に、トロール調査で求めました2022年の成熟雌と成熟雄の分布密度を示しておりまして、概して岩手沖、それから福島沖に密度の高いエリアが確認されております。

下のスライドに移りまして、図4は、トロール調査で求めました現存量の推移を示しております。現存量は2007年にピークを迎えまして、その後、減少しまして、2020年から2022年にかけてはかなり少ない状態となっております。

図5は、資源量の推移を示しております。これは図4の結果に資源動態モデルを組み込んで求めたものになりますけれども、資源量は2008年をピークとしまして、その後、減少し、2020年から2022年にかけては200トンから300トンぐらいの資源量となっております。

次のページに移りまして、③と書いてあるスライドになります。

図6は再生産関係を示しておりまして、この資源の再生産関係、青い線で示しましたホッケースティック型に当てはめられております。

図7が自然死亡係数の推移を示しております。これが1997年からずっと右肩上がりが増加しておりまして、現在は0.679という数字になります。この0.679がどういう数字かといいますと、今ある資源が翌年になると半分ぐらいにまで減少してしまうということで、非常に高い自然死亡係数となっております。

④のスライドになりますけれども、この図は将来の資源量を示しておりまして、赤で示したのが漁獲を全くしなかった場合の将来予測結果となります。全く漁獲しなくても資源が減るという予測になってしまっているわけですが、これは、先ほどお示ししました自然死亡係数が非常に高いために資源が増えないということになっております。

こういった状況を踏まえまして、漁獲シナリオとしましては、この資源を獲ることを目的とする操業を避けることとなっております。

今後、資源の回復が見込める程度にまで自然死亡係数が減少した場合には、MSYの算定、それから管理基準値の設定をすることを予定しております。

○水産機構底魚資源副部長（木所）　続きまして、35ページを御覧ください。

ずわいがに日本海A海域について説明させていただきます。

日本海系群A海域というのは、富山県以西、島根県以东に分布するズワイガニを対象としております。

この資料の上、図2に漁獲量の推移をかいいておりますけれども、ここ20年ぐらい減少している形になっていると思います。ただ、これをよく見ていただきますと、ミズガニ、青いところが減っている。つまり、これは資源の減少もあるんですけれども、自主的管理によって経済価値の低いカニを獲らなくなっている、そういった影響もございます。

上のスライドの右、図3です。こちらが研究者で推定しています資源量。こちらは調査船による調査で推定しております。漁獲量同様2000年半ばからちょっと減っていますけれども、ここ2～3年資源量が増えている、そういった結果になっております。

35ページの下、図4は、いわゆる再生産関係。どれだけ親魚がいればどれだけ加入量があるかといった関係を基に、MSYとそのときの親魚量、そういったものを求めています。

推定した結果は、下の表にあるとおり、親魚量が3,000トンのときにMSYが3,700トン、そのときの親魚量3,000トン为目标管理基準値と定めています。

次のページをお願いします。

そのように求めたMSYを達成するときの親魚量とそのときの漁獲圧を基に、過去の経緯を図6の神戸プロットで示しております。大体2000年の前半は資源量も低く漁獲圧も高かったわけですが、年を追っていただくと分かりますけれども、その後、漁獲圧が下がり親魚量も増えて、資源的には問題ない、漁業的には問題ないところに位置しているだろう、そのように資源評価の方で判断しています。

このズワイガニにつきましては、漁獲シナリオとしまして、MSYを達成する漁獲圧の0.8の漁獲圧で漁獲しましょうと管理基本指針で定められています。その辺を模式的に描いたのが図7となります。

今後、こういった漁獲シナリオを基に漁獲するとどうなるかが下の図8になります。図8の左側は、親魚量が今後どうなるか。右の図が、今後の漁獲量がどうなるか。赤で示したのがいわゆる漁獲シナリオ、管理基本指針で漁獲した場合。ABCの基本となる漁獲シナリオで漁獲した場合。青が現在の漁獲圧で漁獲した場合となっております。

これが今回の一番のポイントになるわけですが、調査結果で今後、加入する小さいカニが意外とたくさんいる、今年度、更に次年度更にどんどんカニが増えるという予測になっていて、その結果、親魚量も漁獲量もこのように、次の漁期及びその次の漁期は更に漁獲が増加する、そういった予測になっております。

こういった予測結果を数値で示したのが、37ページになります。

37ページの表を見ていただきますと、漁獲シナリオであります β 0.8、いわゆる F_{msy} 0.8で獲った場合だと2024年の親魚量が6,300トン、漁獲量が5,100トンとなるわけですが、かなり高いABCを算定していることになります。

ただ、留意事項としまして、このように高いABCを算定しているわけですが、やはり本当に増えるのかどうかは不確実性もあることと、現在ズワイガニにつきましては、ミズガニを獲らないとか様々な自主的管理が行われておりますので、今後、資源を安定的に漁獲する方策を、自主的管理とかそういったものを基に充実しながら漁獲する。ABCにこだわらず、そういった方策を取ることも重要である。特に今年のようにABCが非常に高くなっている場合はその辺について留意する必要がある、研究者としてはそのように考えています。

39ページに移って、次に、ずわいがに日本海系群B海域の説明に移らせていただきます。

日本海系群B海域というのは、秋田県から新潟県沖のこういったところに分布するカニになります。この海域は結構急斜面で、漁場としてもなかなか利用が難しい海域となっております。

下の図2にありますとおり、この海域の漁獲量は一時に比べたらかなり低い値になっていますけれども、近年、過去20年ぐらいは横ばいで推移しています。

右の図3が資源量の推移で、これも調査船、カニかご調査というもので推定しているんですが、ここ2年、急に増えているという特徴があります。日本海ではA海域、B

海域とも増えているというのが特徴になっております。

このズワイガニ日本海系群B海域ですけれども、A海域のようにいろいろな調査が不十分なところもあって、MSYの推定ができておりません。そこで、管理に当たっては経験的に「これだけの漁獲圧で獲れば大丈夫だろう」という、いわゆる経験的なMSYを達成する F_{msy} の代用値、そういったもので漁獲することになっております。

具体的に言いますと、資源管理の基本指針に書いてあるのは、漁獲がないときの30%ぐらいの親魚量にする。つまり、それぐらいの親魚量の場合が一番回復力があって漁獲量も最大にできるだろう、そういった経験的な値を基に漁獲する、そういった管理基本指針の漁獲シナリオとなっております。

そういったもので漁獲した場合の数値につきましては、40ページに載せております。

40ページの数値は、2024年——今漁期の資源量を、この辺もなかなか予測が難しいので過去5年平均として、その過去5年平均の資源量にいわゆるMSYの代用値、それを基に漁獲した値を載せております。その結果、2024年漁期のABCとして750トン、そのように推定しております。

○水産機構底魚資源副部長（上田）　続きまして、北海道西部系群の説明をしてまいります。

資料3－9です。

この系群は、図1の分布図のように北海道の日本海側に分布しております。

その下、図2の漁獲量の推移ですけれども、緑の線、長期的にはこのように大きく減少しているんですけれども、この海域はかご漁業ですけれども、実は主対象は近縁のベニズワイガニの方でありまして、ベニズワイが2,000トンぐらい獲れているんですけれども、一方でズワイの方はもともと量も少な目でそんなには獲っていないということで、資源はそこそこいるんですけれども、主対象としては獲っていない状況であります。

右側、図3の資源量指標値の推移を見ますと、漁獲量は確かに減っているんですけれども、獲れないというよりは獲っていないという状況がこちらに示されておまして、この資源量指標値で見ますと、この間ずっと、おおむね横ばい傾向が続いています。

次のページの図4、漁獲努力量の推移です。先ほど余り獲らなくなっているといったお話をしましたが、それが示されておまして、漁獲努力量としましては、この間、漁獲量の減少と同様に緩やかに下がってきているような状況であります。

その右側、図5です。本系群の目標としましては過去の平均的な資源量指標値で、図5

の青い点線は数字で言うと1.0ですけれども、この1付近が維持できればよいであろうと定められておりまして、それを基準に見ますと、この黒い線——資源量指標値はずっと1付近にありまして、現在もそのようになっている状況であります。

最後に、本資源の漁獲シナリオですけれども、先ほども申しましたが、本資源の資源量指標値はカニかごの主対象であるベニズワイガニの漁獲状況、またズワイガニの単価、かごの沈設日数等、C P U E——1かご当たりの獲れぐあいに影響する要因を全て考慮できているわけではないこともありまして、最大持続生産量、M S Yに関係するような目標管理基準値や限界管理基準値といった値を現状では定めていない状況であります。

続きまして資料3-10、ずわいがにオホーツク海南部も説明してまいります。

分布としましては、図1のようにオホーツク海に分布している。しかしながら、この図を見ても分かりますように、ピンクの分布域はロシアの方にも広がっておりまして、日本のオホーツク海からロシアのオホーツク海まで広がっている「跨がり資源」と呼んでおります。なので、生物的にもロシア側のオホーツク海から北海道のオホーツク海に来遊してくるといった性格のものであります。

また、この海域ではズワイガニよりもスケトウダラ、そしてマダラも最近非常に多くなっている状況もありまして、スケトウ、マダラのような他の魚種の漁獲の状況によってもズワイガニの漁獲が左右されているところであります。

そういう状況を踏まえながら図2の漁獲量の推移を見ますと、80年代終わりには5,000トンぐらい獲れたときもありましたが、そのほかのときは1,000トンぐらいまでいくか、2000年代後半にはかなり少ない年もありまして、最近——2015年頃には1,000トン近くまでになっていた。しかしながら、最近はまだ減っているということでもあります。繰り返しになりますけれども、来遊状況とほかの魚種の状況によって、この漁獲が決まっているところであります。

右側の図3、資源量指標値です。調査船による調査でこの指標値を出しているんですけれども、こちらでも、最近確かに減っていることが見て取れます。最近かなり少ないんですけれども、これもそこにいる資源量そのものというよりは、北海道に来遊してくる量を示しているというように見ていただければと思います。

次のページ、図4、漁獲努力量の推移です。

このグレーの線、オレンジの線、共におおむね漁獲量に似たような変動をしております。これも繰り返しになりますが、他の魚種の状況や来遊状況などがこの努力量にも反映され

ているものであります。

右側の図5ですけれども、こちらの資源の漁獲シナリオとしましては、2003年から2019年までの最低の資源量指標値が「維持または回復させるべき目標」として定められております。直近の2022年漁期ですけれども、実は若干下回ってはおりますが、何しろ来遊によってこれが決まっているところもありますので、これは引き続き注視しておけばよろしいのではないかと思います。

最後に、本資源の漁獲シナリオについて一言説明しますと、本資源の資源量指標値は日本水域に限られる情報でありまして、跨がり資源である本資源全体の動向を捉えることが難しいこともありまして、最大持続生産量MSYに関係するような目標管理基準値や限界管理基準値を定めることは、現状ではできておりません。

○資源管理推進室長 それでは、ずわいがにのTACの設定及び配分案について御説明いたします。

ずわいがにについても、令和2年のステークホルダー会合の取りまとめ結果を踏まえた各資源の漁獲シナリオに従って、最新の資源評価結果に基づいてTACを設定するものでして、いずれの資源もTACの設定、配分に関する基本的な考え方は前年度と同じとなっております。日本海系群A海域のみ考え方に新たな要素が加わっておりますので、後ほど御説明いたします。

まず、資料3-18、69ページの太平洋北部系群のTACの設定及び配分案について御説明いたします。

TACの設定方法は、資源管理基本方針別紙2-17において漁獲シナリオとして、ずわいがに太平洋北部系群を獲ることを目的とする操業を避ける、ずわいがに太平洋北部系群を獲ることを目的とする操業が行われていない平成23年以降の最大漁獲量を考慮してTACを算定するとされております。令和6管理年度においては前年度と同じ20トンとするという案でございます。

配分については次のページ以降に記載しておるとおりでして、具体的には71ページ、大臣管理につきましては沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業の区分に19トン、知事管理につきましては宮城県を現行水準とするという案でございます。

次に、日本海系群A海域です。73ページ、資料3-19を御覧ください。

資源管理基本方針の別紙2-18に定められた漁獲シナリオに基づいて、MSYを達成する漁獲圧力に $\beta 0.8$ を乗じた値により導かれるABCの範囲内でTACを定めるとされて

おります。従来このABCをTACとして設定していたわけですが、先ほど評価結果の説明でもございましたように、最新の資源評価結果では算定された令和6管理年度のABCは5,100トンでございますが、今後の資源量が過大に予測されている可能性があり、その場合には資源への悪影響が懸念されるとしています。この資源量が過大に予測されている可能性がある、不確実性があるということから、従来から管理の目標としているMSY 3,700トンを達成するために必要な親魚量を踏まえまして、資源の持続的利用の観点から、漁獲量をこのMSY以下に抑えることが適当と考えまして、令和6管理年度のTACにつきましては3,700トンとする案でございます。

配分案につきましては次のページ以降に考え方を記載しておりまして、具体的な数量は75ページに記載しております。

沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業、それから富山県、石川県、福井県、京都府に数量を明示して配分いたしまして、島根県については現行水準とするという案でございます。

それから日本海系群B海域、77ページです。

この資源につきましてはのTACの算定方法は、資源管理基本方針、別紙2-19に定められた漁獲シナリオに基づき算定されるABCの値をTACとするということで、令和6管理年度は750トンとする案でございます。

配分案につきましては、こちらも次のページ以降に記載しております。この系群につきましては、留保は設けずに配分することとしております。

79ページに具体的な数量を記載しております。大臣管理区分は沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業、知事管理分は秋田県、山形県、新潟県に、それぞれ記載の数量を明示して配分するという案になっております。

81ページ、資料3-21、ずわいがに北海道西部系群です。

こちらにつきましては、資源管理基本方針別紙2-20に定められた漁獲シナリオに基づきまして、平成9年以降の最大漁獲量を考慮してTACを設定するというもので、前年と同じ43トンとする案でございます。

配分につきましては、次のページ以降に記載しております。具体的には83ページにあります。43トン全量を昨年と同じく北海道の知事管理として、数量を明示して配分するという案でございます。

最後に資料3-22、85ページ、オホーツク海南部です。

この資源は、いわゆる跨がり資源でありまして、資源管理基本方針別紙2-21の漁獲シ

ナリオに基づきまして、近年の最大漁獲量を考慮してTACを設定するとされております。

こちらは前年と同じく1,000トンとする案でございます。

配分につきましては、次のページ以降に記載しております。

具体的な数字は、87ページになります。沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業の区分に875トン、知事管理分の北海道に125トンを配分するという案になっております。

ズワイガニのTACの設定及び配分の案については以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ズワイガニにつきまして、御意見、御質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

○東村委員 ずわいがに日本海系群A海域について質問させていただきます。

結論的には賛成しており、5,100トンのABCだけれどもTACは3,700トンというのは、私も勉強会に出席して理解したつもりなんですけど、これを、例えば最近A海域のズワイガニが非常に値段が上がっている中で、何といいますか、獲り控えをして更に値段を釣り上げようとしているのではないかというようなことが——世の中にはいろいろなことを考える人がいるので。そうなったときに、これはそういう意図ではないんですよということは何かございますでしょうか。

物すごく古い話ですけども、以前、サンマがとても獲れてABCよりも低いTACを設定していた折に、水産政策審議会の場で餌業者の方かな、そんな少なくなったら餌が高くなって迷惑だと、もうちょっとまろやかに言われましたけれども、そのようなことをおっしゃっていて、なるほど、そういう見方もあるねと思って、それが初めに出たくらいの会議だったんですけども。

私自身は、別にここで私の説明を披露するつもりはございませんが、その辺りはいかにお考えでしょうか、よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 川越委員、それに関連することですか。

○川越特別委員 はい。

○山川分科会長 では、よろしくお願いします。

○川越特別委員 水産庁に代わりまして、答弁します。

東村委員、余りにも、そのような考え方はもう頭の中からはなくしてください。今回の5,100トンを3,700トンにしたというのは、はっきり言って現場の思いです。というのは、去年ぐらいから資源評価が上昇している中で、現場はなかなか、いわゆるサイズの規制だとか期間の規制の中で、獲ることに対して本当に苦勞しています。だから昨今のマツバガ

ニの値段の高騰のために現場が作爲的に漁獲量を抑えているとか、そういうことは全くありません。

消化率を見ても分かるでしょう。あれ、現場としては本当に無念なところもあるんです。金額に救われているから売上はそこそこ維持できているんですけども、やはり現場の漁業者は目標を達成したいということで頑張っているけれども、結局資源評価の、いわゆる販売に値するカニがなかなか獲れない、まだ成長段階であるというところなんです。だから成長段階の資源は増えています。しかしながら、販売できるようなカニがまだないというところで、本年度にまだ少し期待をかけながら、成長していると思いますので、現場にはそのような取組がありますので、余り誤解があるような発言は抑えてほしいです。

そういうことですから、とにかく獲り控えなどはしていませんから。よろしくお願いします。

○東村委員 これは議事録に残ってしまうので、答弁に返事をさせていただくような形になりますけれども、私は思っていないです。私はちゃんと妥当な数字だと思っていますけれども、そういう川越委員の声が消費者になかなか届いていない。そこをもうちょっとアピールされると消費者もちょうと——カニが高いことについて、私もズワイガニの研究をしていると「安くならないんですかね」とよく聞かれます。それに対して「お金を出したくなかったら別に買わなくてもいいんじゃない」という気持ちをぐっと抑えて、「それだけの価値があるんですよ」と言っていることを川越委員にも分かっていたきたいという……、私のことを誤解しないでくださいという感じです。

すみません、座長に戻します。

○山川分科会長 川越委員から御答弁いただきましたけれども、水産庁から補足がございましたら。

○資源管理推進室長 私に代わって川越委員からお答えいただいたところではありますが、先ほども御説明申し上げましたが、評価としてもまだ不確実性があり、仮に過大評価だったときに獲り過ぎになった場合の悪影響が懸念されることが1つ。

それから今の資源の状況、親魚量がMSY水準に割と近いところにありまして、一時的に資源が増えても将来予測にあるとおりまた減少してくるというところもあります。ですので、余り急に漁獲が増えたり減ったりとかではなく、供給の面でも安定させる方が資源の利用としてより良いだろうと考えております。東村委員の御懸念のようなこともあるかと思ひまして、我々もこの考え方でTACを設定することについて、先ほど委員も勉強会

に参加されたとおっしゃいましたが、実際に境港であったり但馬であったり金沢で、考え方について漁業者さんだけではなく流通関係ですとか、あるいはズワイガニは観光関係、外食、そういったところも含めて事前に「こういう考え方でいます」という御説明の場を設けまして、一定理解を得られたと思っております。そういったところで理解を頂いていると思いますし、我々としても、こういったことは今後もしっかり説明していきたいと思っております。

○井本特別委員 永田室長が「境港でも」と言われましたけれども、境港で勉強会をやったときに私もそのことに触れさせていただきました。そういうことを一般の消費者の方たちにも説明したらいいのではないかというのは、私だけでなく、先ほど言われたとおり流通とか観光の方からもそういう意見が出ていましたので、消費者の方に周知すべく、水産庁からも何か広報していただきたいと思っておりますと述べさせていただきました。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

○釜石特別委員 乗組員の立場でお話しさせていただきたいんですけども、今、非常に大事な話をされていると思います。過去にこの資源管理分科会では、獲り過ぎによって資源が減っているんだということで研究者の調査に基づいて適正なTACを定めて、それに基づいて将来にわたって持続的に利用できる姿を目指そうという話をされてきたと理解しています。過去の議事録を見ても、そのようになっていると思います。

ただ、今回はその話と丸きり反対ですよ。今回のTAC設定は乱獲が資源へ悪影響を及ぼしてきたとされてきた従前の管理とは異なり、現場の操業実態から数値の算出がされていることから、この調査をする段階ではまだまだ不確定要素が多いんだ、決して現場が獲り過ぎているから減っているのではないんだという話につながる内容だと思いますし、先ほど日吉委員からお話がありましたけれども、今、最新の魚を獲るための機械を研究にもいかせるのではないかと、最新機器等を取り入れた民間漁船による資源調査もTAC数値の設定に考慮する等あらゆる可能性を導き出せるような話がまだこのTACの設定に含まれているんだという意識の共有が皆さんでできたと思っておりますので、本日の会議は非常に有益だということで意見を述べさせていただきました。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

○川越特別委員 そういう中で、今回、兵庫県で意見交換会をやらせていただきました。東京での意見交換会の前段で。そのときに観光業者、飲食店、魚屋さん等たくさん来られて、本当にいい意見交換会ができたと思います。水産庁からも本当に丁寧な、いい説明が

あって、皆さん結構理解されていまして。やはりそういう意見交換会を充実することが大事だと思います。ですから今回の東京での意見交換会での議論がスムーズにいった、私はそう理解しておりますので、これからいろいろな魚種がある中で、やはり地方での意見交換会、今、井本さんが言われた境港もそうですし、境港などは我々の地域よりもっとそういう関係業者さんがおられますので、そういう方にたくさんお出でいただいて、やはり漁業者だけでなしにそういうところでの理解を求めることは、これから先、大事なのかなと。

今回うちは初めてそういうことをやらせていただきまして、出席された方からは「結構理解ができた」ということで、少ない中、資源を獲ってやられているなというような理解がありましたので、これからも、いろいろな魚種の意見交換会についてはそういうモデルでやっていただきたいと思います。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。非常に勇気の出る御発言、御意見を頂いたと思います。

ほかにございますでしょうか。

ウェブで御参加の委員も、よろしいですか。

特にないようでしたら、ズワイガニにつきましては原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 特にございませんようですので、そのように決定いたします。

次にマダラですけれども、ここで10分ほど休憩を挟みたいと思います。3時55分に再開ということで、よろしくお願いいたします。

(休憩)

○山川分科会長 皆さんお揃いようですので、議事を再開いたします。

続きましてマダラですけれども、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○水産機構底魚資源副部長(成松) 水産研究・教育機構の成松です。

私から、まだら本州太平洋北部系群の資源評価について御説明いたします。

マダラも北日本に広く分布しておりまして、このうち青森県の大間崎から茨城県に分布する群れを本州太平洋北部系群と呼んでおります。

——ごめんなさい、資料45ページになります。

今、上のスライドの御説明をしておりますけれども、図2に漁獲量の推移を示しております。この系群、漁獲量の変動が比較的大きいのが特徴となっています。近年ですと

2004年から2014年にかけて比較的漁獲量が多かったわけですが、その後、減少して、2019年から2022年には6,000トンから7,000トンぐらいの漁獲量で推移しております。

②と書いてあるスライドです。

右の図の棒グラフで資源量を示しております。資源量は2004年から2014年にかけて比較的多かったんですが、その後、減少しまして2016年以降は低い状態で推移しています。

次のページになります。

左上の図6、これが再生産関係を示しております。この系群の再生産関係は、この青い線で示しましたリッカー型で示されております。

右の図は、その再生産性関係から求めました平均親魚量と平均漁獲量の関係を示しております。緑の矢印の上の部分がMSYとなります。また、この矢印の下がMSYを達成するときの親魚量で、これを目標管理基準値という形で設定しております。また、MSYの60%の漁獲量を達成するときの親魚量を限界管理基準値として設定しております。

次のスライドに移しまして、図8、神戸プロットを示しております。この資源はこれまでに全てのゾーンを経験しておりまして、現在は左下のイエローゾーンにある状況です。左下のイエローゾーンは漁獲圧としましては目標よりも低い状態ですが、親魚量としても目標には達していないという状況となっています。

右の図9、漁獲管理規則案ですが、上の図では横軸に親魚量、縦軸に漁獲圧を取っております。親魚量が限界管理基準値よりも多い状態ですと漁獲圧を一定にするわけですが、ここで漁獲圧を F_{msy} まで上げるのではなく、調整係数、 β と呼んでいますが、その調整係数を乗じたものを上限として、漁獲圧としています。ここでは仮に0.8を当てはめたものをお示しております。

次は飛ばしていただきまして、⑥のスライドです。

これが将来予測の結果となっております。調整係数 β を変化させたときの平均親魚量、平均漁獲量の推移を示しております。 β を0.75としたとき、10年後に目標管理基準値を上回る確率を右端に「50%」と示してあります。この「10年後に目標管理基準値を上回る確率が50%以上」というのが一つの基準となっておりますので、ここでは β 0.75を採用しております。ちょうど50%になるということです。

下の表になります。が、 β 0.75としたときの平均漁獲量を見ますと2024年の平均漁獲量は6.0、つまり6,000トンとなります。ですので、この資源のABCとしましては

6,000トンとなります。

○水産機構底魚資源副部長（木所）　続きまして、資料49ページのまだら本州日本海北部系群について説明させていただきます。

49ページの上のスライド、図1にありますとおり、本州日本海北部系群というのは青森県から石川県に分布する群です。

この系群の漁獲量につきましては、下の図2に漁獲量の推移がありますけれども、おおむね10年ぐらいの周期で漁獲量が増えたり減ったりしておりまして、近年10年ぐらいは横ばいで推移しています。

右の図3を見ていただきますと、これが年齢別の漁獲尾数となっております。太平洋北部系群は1歳とか小さいものがよく獲れているわけですがけれども、こちらの日本海北部系群につきましては3歳以上が主に漁獲される。特に近年は3歳から4歳は少なく、主に5歳から7歳というかなり高齢の、大型魚の漁獲が中心になっているような状況にあります。

49ページの下図ですが、このような漁獲情報を基に推定した資源量の推定結果は、このようになっております。基本的に、近年漁獲量が安定していることもあり、資源量もこのようにほぼ安定して推移している、そんなふうに判断しています。

50ページをお願いします。

図6は、何度も出ていますと思いますが、横軸に親魚量、縦軸に加入量を示した再生産関係、そういったものを作って、この生産性関係を基にいろいろな漁獲をした場合のシミュレーションを行って、下にあるようなMSYを推定しております。その結果、MSYは2,900トン、そのときの親魚量は5,200トンということで、この値を管理目標としております。ただ、注意事項としまして、この本州日本海北部系群につきましては親魚量が漁期前ではなく漁期後となっております。

このように推定したMSY、MSYを達成する親魚量とそのときの漁獲圧を基準として、50ページの図8、神戸プロットを基に現在の資源状況と、そのとき適切な漁獲圧であったかどうかを過去からの経緯ということで示しております。本州日本海北部系群につきましては、2000年ぐらいには、漁獲圧が低かったにもかかわらず親魚量がちょっと少ない状況にあった。ただ、その後よい加入が続いて、漁獲圧は低いままで親魚量も目標より高い状態で推移している、そのように資源評価で判断しています。

まだら本州日本海北部系群の漁獲シナリオは、まだ定められていないわけですが、

研究者の方では、まずMSYを達成する漁獲圧に0.8を掛けたぐらいが、いわゆる資源評価の不確実性を考えると妥当であるということで、このような漁獲管理規則を基に将来予測を行うわけですが、その後のステークホルダー会議では0.8ではなく0.95が採用されて、本日のABCの基礎となっております。

次に、51ページをお願いします。

上の図が、研究者が提案した β 0.8、また現状の漁獲圧を基にした親魚量と漁獲量の将来予測を示しているわけですが、これはちょっと今回の β イコール0.95がないので、その下の表を見ていただければと思います。

51ページの下、⑥ですが、将来の平均親魚量と将来の平均漁獲量の β 0.95、いわゆるステークホルダー会議で合意した漁獲管理規則を基にしますと、このような推移になります。0.95で漁獲しても10年後には61%目標を達成する、そのときの2024年の漁獲量を3.4千トンと計算しております。

ただ、この系群は1から12月の漁獲量となっておりますので、これを漁期に合わせて若干変換する必要がありますけれども、数値としてはほぼ変わらない値となっております。

○水産機構底魚資源副部長（上田） 続きまして資料3-13、まだら北海道太平洋の説明をいたします。

この資源は、図1の分布域で示されているように、北海道の太平洋側に広く分布しております。

その漁獲量は、図2ですが、1985年以降このような推移をしておりまして、最近2年ぐらい特に増加している状況もありますが、2022年漁期は2万9,000トンという結果でありました。

その右、図3は資源量指標値の推移であります。グレーの線がCPUEといいまして、1網当たりで獲れるマダラの量を示しています。それを使っても評価できるんですが、この資源では余剰生産モデルという方法を使いまして、オレンジで示している線、資源量指標値を推定しておりまして、こちらを使って評価しております。オレンジの線は増加傾向にありまして、最近はこの間の最高レベルにあると判断しております。

次は図4ですが、北海道太平洋では2系という方法を用いて資源評価をしております。2系の方法は、過去の資源量指標値の推移から目標を定めておりまして、それを基準にする方法です。この図4がその図でありまして、黒い線は先ほどお示した資源量指標値の推移。右側「80%」と書いてあるところに緑の点線を引いてありますけれども、こ

れを目標としております。この目標は最近超えておりますが、目標を超えていると、現状の漁獲よりももうちょっと獲れますといった評価をすることになります。

その獲り方を示したのが右の図5ですけれども、一番右側に赤丸がありまして、これが今の資源量指標値が示す水準を示しておりまして、80%を超えていますので現状よりも少し獲れますという結果を図に示したものです。

次のページをお願いします。

左側、図6です。黒い長期的な線は過去の漁獲量の推移です。2系の方法だと最近5年間の平均の漁獲量を基準として、それに対して2024年漁期の漁獲量を算定するという方法です。現状よりも少し獲れると申しましたが、この図の右側の太い黒丸というか、5年分横棒が示してあるのが最近5年平均の漁獲量で、これが2万1,700トンですので、これに対してはもっと獲れることになりますので、2024年漁期の算定漁獲量で示すと赤丸、2万3,700トンとなります。

そちらを右側の表にまとめてありまして、目標管理基準値としては資源量の80%水準、限界管理基準値案としては56%水準、現状は97.7%水準ということで80%を上回っているのです、現状よりも少し獲ることができるということで、2024年漁期——2024年漁期は、この評価では4月から3月と集計しているんですけれども、その2024年漁期の算定漁獲量は2万3,700トンとなっております。

続きまして資料3-14、まだら北海道日本海も続けて説明します。

資源評価の方法は先ほどの北海道太平洋とほとんど同じですので、少しはしよらせていただきます。

まず、分布域としましては、図1で示したように北海道の日本海側に分布しております。

図2、漁獲量の推移ですけれども、長期的には85年以降このように推移していますが、特に最近、2017年、2018年あたりから急に漁獲が増えているのが特徴でありまして、直近の2022年漁期は1万3,200トンという値でした。

右側の資源量指標値の推移です。こちら余剰生産モデルという方法で推定しておりまして、それがこのオレンジの線です。このように、最近急激に増加しております。なお、先ほどの太平洋との違いとしましては、この資源量指標値の推定の際に、最近5年ほど海の生産力が上昇しているのではないかとこの前提を置いてこの推定をしております。それでも資源量指標値としましては、最近は過去最高にあるという状況であります。

次に、図4です。その資源量指標値に対して目標を定めているんですけれども、私、生

産力が上昇しているとお話ししましたが、それを考慮して、通常は過去の資源量指標値の80%水準を目標とするんですけれども、こちらでは最近の生産力の上昇を考慮しまして、やや高めの91%を目標としております。そうだとすると、最近の資源量指標値の黒い線は91%を上回っている状況であります。

右側の図5が漁獲管理規則案でありまして、現在、赤丸が一番右端にありまして91%の目標を上回っているのです、現状よりももう少し獲ることができるという漁獲量の算定となります。

次のページ、図6です。こちらは黒い線が過去の漁獲量の推移、そして、最近増えていると申しましたが、最近5年ぐらい増えていて、その平均漁獲量が黒丸が5個並んだ辺りです。それに対して2024年の漁獲量を算定すると、もう少し獲れるという結果になりますので、赤丸で示している。最近5年の平均の漁獲量が1万2,000トンほどでありましたので、それよりも少し獲れるという結果になりまして、2024年漁期の漁獲量を算定すると1万3,400トンという値となります。

こちらをまとめたのが右側の表でありまして、目標管理基準値案としましては資源量水準の91%、限界管理基準値案としては63.7%です。現状の資源量水準は99.99%ぐらい、ほぼ100%でありまして、そうすると、その右側、漁獲量を増減させる係数は1を超えて1.105となりますので、現状の漁獲量、5年平均の漁獲量に1.105という値を乗ずると2024年漁期、こちら4月から3月で集計しておりますが、その漁獲量としては1万3,400トンと計算されております。

○資源管理推進室長 それでは私、資源管理推進室長から、マダラの4資源のTACの設定及び配分の案について御説明いたします。

89ページ、資料3-23からになります。

マダラの4資源はいずれもTACの設定の考え方は、先ほど諮問第446号の中で御説明いたしました、ステークホルダー会合での取りまとめを踏まえた漁獲シナリオに従って算定されたABCをTACとするというものでございます。ただし、先ほど資源評価の結果の説明にもございましたが、資源評価結果で示されたABCは各資源の評価における漁期年ということで、本州日本海北部系群は1月から12月、そのほかの3資源は4月から3月を1年として算定された数値でありますので、TACの設定に当たりましては、TACの管理期間である7月から6月に換算した数量としております。

具体的な数量ですが、まず、資料89ページの中ほどにあります本州太平洋北部系群につ

きましては6,060トン、本州日本海北部系群は、93ページに資料がございますが、3,260トン、北海道太平洋は97ページに資料がありますが、2万3,900トン、最後に北海道日本海、101ページに記載しております1万3,700トンをTACとする案でございます。

また、配分につきましては、いずれもステップアップ管理のステップ1ですので、具体的な配分数量は設定せず、大臣管理区分も道県も、全てTAC全体の数量の内数としての設定とするものでございます。

説明は、以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

マダラにつきまして順番に御意見、御質問を頂いてまいりますけれども、ウェブで御参加の阿部委員が所用につき途中で退席されたということで、退席される前にチャットに御意見を入力していただきましたので、まず、阿部委員の御意見を私が読み上げさせていただきます。今、スクリーンの右側に表示されています。

「現時点では、TAC管理の導入について、課題が余りにも多く、本道の漁業者の理解が全く得られていない状況にあります。

本来であれば資源状況の把握に努めながら数量管理以外の手法を検討すべきとは思いますが、すでに、この7月からのTAC管理を導入する方針が決まっておりますので、関係漁業者との十分な協議により、資源管理を行う上での課題を明確にし、一定の解決を図ることが、次のステップに進むための絶対条件となります。

また、課題の一定の解決が図られ、数量管理に伴う漁獲規制が行われる段階においては、漁業現場が混乱しないよう、水産庁から提案がなされた期中改定による留保枠の確保が徹底されるよう、お願いしたい。

以上、よろしくお願いいたします。」

……ということです。

これにつきまして、永田室長から何かコメントございますでしょうか。

○資源管理推進室長 まず最初に、マダラのTAC管理について「本道の漁業者の理解が全く得られていない状況にあります」という御意見を頂きましたが、もちろん我々としてはステークホルダー会合での取りまとめとして、TAC管理を開始する、ステップ1に入ることにについて御理解を頂けたという認識を持っておりまして、であるからこそ今回、この基本方針別紙2の追加等の諮問をさせていただいているところであります。

もちろんステークホルダー会合の中ではいろいろな課題があるという御意見を頂きまし

て、その課題について、例えばこの御意見にもありますが、予期せぬ加入量の増加等による漁獲可能量の追加も提案させていただいて、また、その他の課題についてもこのステップアップの中で、ステップ1、2の間で取組内容に進展があった場合にステップ3に入るということも繰り返し御説明した上で、御理解を頂いたと思っております。

今日は、実際にこのステークホルダー会合に2回とも出席されていた伊藤委員もここにおいでなので、全く理解が得られないまま我々が進めているわけではないことは御理解いただいていると思いますけれども、このような経緯もあり、また、しっかりとステップアップの中で課題についての解決の取組を進めていって、十分な進展があった場合にステップ3に行くということは改めて御説明しておきたいと思います。

○伊藤委員 室長から名前が出たのでお話ししますが、全く理解していないというよりも、この2系の調査方法、TACの決め方についての理解度が若干、現場の漁業者とすれば、何といいますか、不安を感じているのは事実です。

ただ、ここでスタートすることはスタートするということで決まりましたし、配分の仕方でも今日、出るのかなと思ったら出ていなかったものであれですが、実際その配分の仕方に関しても説明は受けて、何とか皆さん納得はしたんだと思います。したんだけど、ただ、まだはっきりしないところから、漁業者としてそういう言葉が出てきたんだと思います。阿部会長も、そのとおりだと思います。

もう一つですが、また次回なのかもしれませんが、配分の保留枠に関しても、本来であれば今日……、まだ確定でないので説明できないから今日は出さないんでしょうけれども、その方法論も、ステップ1に入るのであればやはりその前に、「ステップ2との間にやりますよ」ではなくある程度の形を見せてもらわないと、100%賛成できないという方も中にはやはり出てくると思います。

今の集計の方法に関しても、一月と10日掛かるわけですね。タラの場合は1か月のうちに集中的に各地でどんどん、何百トンずつ獲れるんですよ。ここの隣の組合が200トン獲ったらその隣でも200トン獲れますよというふうに集中的なんですね。そうすると、集中的に獲れるものに関して集計が1か月と10日でやっついていいのかというのは、私も不安を感じます。そこのところで追加の保留枠を開放するにしても、どんなやり方をするんだろうと。

前にステークホルダー会議で私も同じ説明を聞いたんですけども、聞いたときには1と2の間でやるんだという話しか出てきませんでした。そこのところも漁業者が不安を感

じていて、理解度が……、理解をさせるような形。私が聞いたときには「T A C って幾らでも増えるんだ」と言う漁業者がいるんですよ。「違うんだよ、ちゃんと頭は決まっているんだよ。それ以上のことはできないんだよ」と言っても、そういう理解度がまだちょっと足りない中でスタートしたことにも原因があると思います。

いろいろと、もう乗るのは決まったので、決まったというか、これから資源を保護していくんだよということでスタートしますので、そのところを水産庁として重々説明を、ステークホルダー会議を何回やってもいいではないですか。そのところの理解を、北海道にしてみればタラは本当に全道、どこの地域もそうですけれども、内地もそうですけれども、重要な魚種なんですよ。そのところも考慮した形で進めていっていただきたいと思っています。

○山川分科会長 配分方法の件について御意見ありましたけれども、それについては何かございますか。

○資源管理推進室長 ステークホルダー会合においては、ステップ1ではまだ配分はしないわけですけれども、ステップ2以降の配分の考え方も含めて提案させていただいておりまして、今の基本方針では、配分基準はステップ2の管理を開始する際に定めるとしてありますが、ステップ1に入ったのでこれで終わりとかそういうことではなくて、しっかりとそういった説明を繰り返し、御理解を頂けるように丁寧にやってまいりたいと思っていますし、また、具体的な提案もさせていただきたいと思っています。

○山川分科会長 よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

○青木委員 特定の魚種に関してではないんですけれども、資源調査研究の充実強化について要望させていただければと思います。

先ほどサバのときに水産機構さんが黒潮北辺で資源に悪影響が出ているとおっしゃっていましたが、先日、4月25日にサバ類のT A C 意見交換会がありまして、そのときの説明でも、サバ類太平洋系群は、黒潮続流が沿岸に張りついたままのため従来のような漁場が形成されない、また産卵場が北に広がっているといった説明もありまして、漁場形成に大きく影響が出ているというような説明でした。

恐らくどの漁業でも多かれ少なかれ影響はあると思うんですけれども、海洋環境の変化によって今まであったところに漁場ができないですとか、魚がどこに行ったか分からなくなっているですとか、分布域が変わって今までの調査範囲では十分にカバーできていない

可能性があると思います。また、まき網の船頭なども、今までの経験則が通じなくなっているといった意見もありまして、こういった状況の中で信頼ある資源評価を行っていただくためには、今まで以上に資源調査研究の充実・強化が不可欠だと思います。より信頼できる資源評価がなければ、こうして集まって、皆さんの大事な時間を使って話している当分科会の内容のほとんどが意味ないものになってしまいかねません。大げさではなく。

昨年11月の当分科会でも私から水産機構さんの予算拡大を意見させていただいたんですが、残念ながら、令和6年度は前年度に比べて資源調査研究の予算が削減されてしまいました。逆になってしまいました。水産庁さんにおかれましては、ロードマップでも資源調査・評価の高度化を第1に掲げておりますし、資源調査研究の予算確保に今まで以上に、より一層力を入れて努力いただければと思います。

よろしくお願いします。

○山川分科会長 強い御意見を頂いたということで、よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

○伊藤委員 先ほどとちょっと関連して、報告の話ですけれども、現状を知っていただきたいというか。

たしか全国に800ぐらい組合があると思いますけれども、ここではDXの推進に400しか目標数値が出ていないことと、これからどんどんTACが進んでくると、県だとか道だとかに報告するのが、末端が必要なわけですね。それが日々DXでできるような形が一番望ましい話なんですけど、今、乗組員もいませんけれども組合の職員も不足しているんです。なかなか来てくれない。北海道も今、1人当たり二つも三つも仕事を重ねた形の中で、なかなか入ってきてくれない。だから負担がかなり大きくなることを、水産庁さんのこの場ですけれども、そこは「あなた方で何とかすればいいじゃないか」と言うのではなくて、もう少し末端のことも考えながら、報告ができるようなシステムづくりをしていただきたいをお願い申し上げます。

○山川分科会長 御意見を頂いたということで、よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

特にございませんでしたら、マダラにつきまして原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

諮問第447号では、漁獲可能量の変更等に係る国の留保からの配分、数量の融通等についても諮問されています。それにつきまして、事務局から説明をよろしく申し上げます。

○資源管理推進室長 資料3-1の1ページの諮問文に戻っていただけますでしょうか。

諮問文の最後、「また、」から始まるところです。

また、まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域並びにずわいがにオホーツク海南部に関する令和6管理年度における漁獲可能量の配分の変更等に係る国の留保からの配分、数量の融通等について、別紙2の取扱いとしたいというものです。

この別紙2というのが資料15ページにありますので、御覧ください。

これまで漁獲可能量の配分の変更等について、そのうち行政庁の恣意性のない機械的なものについては、このような場合にはこのような形で留保からの配分、又は配分数量の変更等をしますということを、あらかじめこの審議会にお諮りして御了承を得た上で、変更した具体的な数量については事後報告とさせていただいてきたところでございます。

令和6管理年度においてもこれらの資源について、これまでと同様に、まず1の(1)の(ア)、まさば及びごまさば太平洋系群等のいわゆる75%ルールによる留保からの配分の件、それから(イ)、ずわいがに日本海系群A海域等についての関係者の合意に基づく留保からの配分、また、(ウ)は都道府県間又は大臣管理区分と都道府県の間での数量の融通、(エ)は、まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業について、IQ管理を行う管理区分の未利用分を国の留保と総量管理の区分に繰り入れるという変更、これらについて引き続き事後報告という扱いにさせていただきたいということです。

また、1の(2)にありますのは、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群について、先ほどTACの設定についての説明の中で申し上げたとおり、令和5管理年度の終了に伴い確定しました令和6管理年度からの繰入分の未利用につきまして、令和6管理年度に6,000トンを上限に繰り越すことについても、変更した具体的な数量については事後報告とさせていただきたいというものでございます。

○山川分科会長 ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等よろしく願いいたします。よろしいですか。

ウェブで御参加の委員もよろしいですか。

特に御意見なければ、本件につきましては原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、諮問第448号「特定水産資源（さんま）に関する令和6管理年度における漁獲可能量等の変更について」に移ります。

事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資料4-1を御覧ください。

諮問文を読み上げます。

6 水管第438-1号

令和6年5月10日

水産政策審議会 会長

佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

特定水産資源（さんま）に関する令和6管理年度における漁獲可能量等の変更について（諮問第448号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき定めた特定水産資源（さんま）に関する令和6管理年度における漁獲可能量等について、別紙1のとおり変更したので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

最初に、サンマの資源評価結果及びNPFC第8回年次会合の結果について御説明しまして、次にTACの変更及び配分の案について御説明いたします。

○漁業交渉官 では、私から先月のNPFCの結果のうち、特にサンマについて御報告したいと思います。

その前に、資料4-2、5ページでございますけれども、昨年12月に行われましたNP

F Cの科学委員会での資源評価結果の資料がございますので、10ページでその資源評価結果のまとめをお話しさせていただいた後に、先月の結果について御説明したいと思います。

資料10ページを御覧ください。

昨年12月に行われました科学委員会での資源評価結果のまとめでございます。

資源状態につきましては、引き続き漁獲量は低い水準を継続しておりまして、資源量としても依然として低い水準だと。資源量は2009年以降、MS Y水準を下回っていると評価されています。

これを受けて科学委員会からは、科学勧告といたしまして、資源量はB m s y よりかなり低いことから、現在——昨年度のT A Cですね——全体で25万トン、N P F C海域で15万トンというT A Cは引き下げた方がよいでしょうと。そして第8回年次会合、これが先月行われた会合でございますけれども、そこで暫定的な漁獲管理規則——ハーベスト・コントロール・ルールを定めることを推奨する。このハーベスト・コントロール・ルール、H C Rと言われているものですが、今日もマサバですとかマダラの水産機構からの説明にもありましたとおり、下の右の図にありますように資源状態によって漁獲圧力を変化させる、こういうルールを決めた方がよいでしょうと言われております。仮にこの右側のように資源がB m s y を達成する水準よりも低くなる場合には漁獲圧力を下げるという方式を採用した場合、仮に計算を行えば2024年のT A Cは7万3,490トンで、実際の漁獲量よりも減りますということが科学委員会から示されました。

この結果を踏まえて、資料4－3にお移りください。次のページですね。

1ページ目、2ページ目は同じですので、飛ばします。

12ページの上に「サンマ保存管理措置」とございます。これは先ほどのマサバと同じで、これまであった保存管理措置の改正という形で採択されておりまして、下線部分が今回新たに追加された内容でございます。

まず3番目、先ほど申し上げました暫定漁獲管理規則を採択いたしました。これは下の右の図にあります先ほどもお話し差し上げました模式図のとおり、資源状態が悪くなれば漁獲圧力を下げましょうというルールが決まりまして、単純に計算すると先ほど申し上げた7万トンなんですけど、いろいろ議論の末、影響も大きいいろいろな不確実性もありますので、計算結果が出た後に、変動の幅は最大でも10%にしましょうというルールが決まりました。ですので、実際に下げる幅よりも計算結果が低くなったとしても、下げる幅は最大でも10%までという結果になっています。

これはプラス・マイナス10%ですので、逆に資源が回復してTACが増えるとなった場合、計算上は例えば20%増えるとなったとしても、10%までしか増やさないという方式になっております。ですので、TACの変動幅はプラス・マイナス10%の範囲内で行われることになっております。

今回、この規則を適用しましてTACを算出したところ、その最大の10%下げるというのが適用されますので、北太平洋公海域、NPFCの管理水域については現行の15万トンから13万5,000トンに削減、全体については25万トンから、これも1割削りますので22.5万トンに抑制する。NPFCの管轄外の200海里水域については、10万トンから9万トンにメンバーが協力する形で、全体として10%削減を実現するよう努めることになっております。

4番目に、ここは下線を引いていないということは昨年から変更がないんですが、各メンバーは漁獲を13.5万トンにするために削減する必要があるんですけども、2018年の漁獲実績から55%削減しなさいということで、ここは変わっていません。ですので、下に実際の2024年の各メンバーの上限が書いてありますけれども、これを足し合わせますと13万5,000トンを超えます。ですが、最終的に全体として超えないようにするために新たに5番を設けて各メンバーは漁獲を通報することにしていて、その通報の結果、漁獲の実績が90%に達した段階で操業を止めるというルールを設けることによって、全体としては13万5,000トンを超えないような仕組みを設けてあります。

この後、ここに書いてありますけれども、例外として、この1万トンを超えない上限を持っているロシアと韓国、バヌアツについては、仮に全体が90%に達したとしても引き続き操業を続けられて、自分のところの上限の9割に達するまでは操業可能となっております。

いずれにせよ、このような漁獲を続けても13万5,000トンは超えない仕組みが確保されております。

新たに追加された8番ですが、今回、飽くまで暫定的な漁獲管理規則が決まりましたので、引き続きNPFCとして作業を進めて、より本格的な漁獲管理規則の導入を目指して作業を進めましょうといったことが決まっております。

また、2025年以降の管理について、今回は漁獲管理規則を定めて全体のTACをどうするかだけ決まったんですが、実際にそれをどう配分するかとか、そういった実際の規則については来年話し合いましょうということになっております。

○資源管理推進室長　続きまして、T A C の変更案について御説明いたします。

数量の告示の案は 3 ページにあります。資料 4 - 4、15 ページを使って御説明いたします。15 ページを御覧ください。

さんまの令和 6 管理年度は、本年 1 月から始まっております。この T A C につきましては、令和 5 年 3 月に開催された N P F C 第 7 回年次会合で採択された保存管理措置を踏まえて、11 万 8, 131 トンと設定しているものでございますが、この T A C の設定に当たって資源管理分科会に諮問した際には、令和 6 年 4 月に開催される第 8 回年次会合で新たな保存管理措置が決定された場合には、必要に応じて T A C の変更を検討するとしておりました。先ほど説明のありました今回の第 8 次年次会合で採択された保存管理措置を踏まえて、T A C を 11 万 911 トンに変更するという内容でございます。

考え方については、下の表に書いております。

左側が N P F C の保存管理措置、それに対応する T A C 算定の考え方が右側にあります。

まず「2024 年は、N P F C の条約水域（公海）での T A C を 13 万 5, 000 トンに制限（分布域全体での年間漁獲量は 22 万 5, 000 トンに抑制）」ということがございまして、「日ロ両国は 200 海里水域の漁獲量を 9 万トン以内に抑えることで上記措置に協力」となっております。

これに対応いたしまして、日ロ両国の 200 海里水域の中での過去 3 年、令和 3 年から令和 5 年の我が国漁船による漁獲シェアを使いまして、このシェアが 99. 804% ですので 9 万トンにこれを掛けまして、200 海里水域内の漁獲量として 8 万 9, 824 トンという計算になります。

左側の③「各国は公海での漁獲量を 2018 年の漁獲実績の 45% に削減」。これは変わらないわけですが、2 万 1, 087 トンということで、右側の A と B の合計として 11 万 911 トンという T A C とする案でございます。

この計算の根拠となったデータは、次のページに参考 1、2、3 として掲載しております。

この変更後の T A C の配分の案につきましては、16 ページの下に記載しておりますとおり、10% を国の留保といたしまして、令和 2 年から 4 年の実績比率に基づいて大臣管理漁業及び都道府県別に配分する。ただし、配分を受ける者の間で別途の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて配分するというもので、17 ページの表のとおりとなります。

ただし、この大臣管理区分のうち I Q による管理を行う区分につきましては、留保から

の追加配分の対象からは除外しますが、当初において留保から一定の数量を上乗せするというので、この括弧の中に書いてある数量とします。

都道府県につきましては、北海道、岩手が数量明示、その他、右側の枠の中の府県につきましては現行水準とするという案でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等よろしく願いいたします。

○日吉特別委員 参考までにですけれども、昨年のT A Cの消化率を教えてくださいか。

○資源管理推進室長 すみません、今、パーセンテージで計算いたしますが、実績としては16ページの（参考3）にございますとおり、我が国の漁獲量は2万4,569トンでございます。期中変更後のT A Cが11万8,131トンですので、割算すると……、2割ちょっとですかね。20%強というところです。

○日吉特別委員 大丈夫です。ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

ウェブで井田委員が手を挙げておられますので、井田委員、よろしく願いいたします。

○井田特別委員 まず最初に、今回のN P F Cで10%削減が実施されることになった点に関しては、水産庁に感謝したいと思います。

実際に資源的に非常に厳しい状況で、先ほどの説明ですと7万3,490トンが数字上は出てくるけれども、余りの変動は困るのでプラス・マイナス10%までということでは13万5,000トンとなったと今、伺いました。そういう中で、今のままですと結局、毎年毎年10%ずつ削減という形になっていくのではないだろうかと思うんですけれども、その辺の長期ビジョンというか、そうするとまた我々サンマ業者も経営的になかなか厳しくなっていく状況ですので、水産庁として将来的にどのようなビジョンというか、また、そういう場合にどのような対策を講じていかなければいけないかといった点がありましたらお示しいただきたいと思います。

○山川分科会長 この件につきましては、富永交渉官ですか。

○漁業交渉官 私から、最初のN P F Cの点について。

御認識のとおりで、単純に計算すると先ほどの7万3,490トンですけれども、激変緩和といえますか、そういったことを踏まえて交渉で、実際には幾つかオプションの幅があってどれにするかという議論があったんですけれども、最終的にはプラス・マイナス10%の

中でやるという話になりました。

御指摘のとおり、資源状況がこのまま回復しなければ引き続き最大10%下げることになりますので、また来年も掛ける0.9となっていくます。ただ、資源状況がどうなるかは分かりませんので、予断を持つのはなかなか難しいんですけれども、我々交渉担当としては、引き続き資源回復につながるような保存管理措置を導入していきたいと思っていますので、今回、先ほど消化率の話もありましたけれども、実際の漁獲から大きく離れた数字ではありますが、今回は自動的にルールが入ることになって、資源状況が悪ければ漁獲を絞って資源回復につなげていくという措置が入りましたので、こういったことを通じて早期に資源を回復するように対応していきたいと考えております。

○管理調整課長 国際交渉の話は今、交渉官が申し上げたとおりですが、国際管理をしながら何とか一生懸命資源回復を図っていく。ただ、その先、必ずいつ頃に回復するかは見えないのもまた事実であって、その中でサンマという、特にサンマ棒受けのような専獲…、何と申しますか、1つの魚種に限ったスタイルの漁法を中長期的にどうしていくのかは、資源管理と並行して考えなければいけないすごく大事な話だと思います。

そういう意味で、昨年も、海洋環境の変化に応じていろいろ不漁といったものが起きている中で、どうしていくのかという検討は水産庁でやったところであります。その中で、例えば複合化とか兼業化とか、新しい操業スタイルの模索も必要なのではないかといった提言を頂いている。

実際これをサンマにどう当てはめていくのか、いかないのか、そういったことは業界の皆さんとも少し腹を割った話をしていく必要があると思っています、その中で最適解を見つけていきたいと思っています。

○山川分科会長 井田委員、よろしいでしょうか。

○井田特別委員 ありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

特にございませんでしたら、サンマにつきまして原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、諮問第449号「特定水産資源（大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）等11国際資源）に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案等についてに移ります。

事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○かつお・まぐろ漁業室長 今年4月にかつお・まぐろ漁業室長を拝命しました鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、諮問文を読み上げさせていただきます。資料5－1を御確認ください。

読み上げます。

6 水 管 3 0 1 号

令和6年5月10日

水産政策審議会 会長

佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

特定水産資源（大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）等11国際資源）に関する令和6
管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（諮問第449号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、特定水産資源（大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）、大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）、にしくろかじき（大西洋条約海域）、にしまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約海域）、びんなが（南大西洋海域）、めかじき（南大西洋海域）、めかじき（北大西洋海域）、めばち（大西洋条約海域）、よしきりざめ（北大西洋海域）、あおざめ（南大西洋海域）並びによしきりざめ（南大西洋海域））に関する令和6管理年度における漁獲可能量を別紙のとおり定めたので、同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

すみません、最初のところでちょっと抜けておりました。「6水管第301号」になります。失礼いたしました。

お手元の資料5－2を用いて説明させていただきます。

大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）等11国際資源の令和6管理年度における漁獲可能量

の当初配分案について説明いたします。

今回、漁獲可能性を設定する資源において、令和6管理年度は令和6年8月1日から令和7年7月31日までの期間となります。また、大臣管理区分は、全ての資源でかつお・まぐろ漁業です。

各資源の大臣管理区分、「(A)－(B)」と記載しておりますが、そちらは漁獲可能性(A)から死亡投棄分に相当する国の留保枠(B)を差し引いた値とし、表の一番右の列のように大臣管理漁獲可能性を設定いたします。

漁獲可能性(A)は、令和6年の大西洋まぐろ類保存国際委員会——I C C A Tの年次会合の協議の結果、我が国に割り当てられた初期割当量に、昨年度からの繰越量、他国から我が国への移譲量を合計し、また、我が国から他国への移譲量などを差し引いて設定しております。この計算過程は10ページに記載しております。

留保枠(B)につきましては、2020年から2022年の過去3管理年度における推定死亡投棄量に基づき設定しております。なお、(*1)と付いている魚種、すなわちにしくろかじき、にしまかじき及びふうらいかじき、あおざめにつきましては、国別の割当量が漁獲量ではなく陸揚量として設定され、死亡投棄量が漁獲実績に含まれていないため、留保枠を設けておりません。

これらの漁獲可能性につきまして、昨年の数値を記載しておらず大変恐縮ですが、昨年お諮りした令和5管理年度のものとは比べまして、一部の魚種を除き同水準の漁獲可能性となっております。

その一部の例外は3つございまして、その1つが下から5行目、別紙2-26、めかじき(北大西洋海域)。これにつきましては、昨年の最終的な漁獲可能性は約2,200トンでございましたが、今回、御覧のとおり632トンとなっております。これは下の(*2)に記載しておりますとおり、2023年漁期からの繰越し可能な数量が現時点で未確定でして、それがまだこれに反映されていないため、このような数字となっております。したがって、本年11月のI C C A Tの年次会合でこの繰越量が確定し次第、その繰越分を加えた形での漁獲可能性を更新することとしております。

2つ目の例外は下から3行目、別紙2-30、よしきりざめ(北大西洋海域)です。こちらはI C C A Tにおいて、資源量を考慮して全体のT A Cが引き下げられたため、我が国の漁獲可能性も昨年の4,010トンから、こちらにお示ししたとおり3,010トンに減少しております。ただ、直近の我が国の漁獲量が2,237トンでして、今回の漁獲可能性を下回って

おりますので、大きな影響はないものと考えております。

3つ目の例外ですが、先ほどの諮問第446号でお諮りしたものでして、表の一番下の行、別紙2-46、よしきりざめ（南大西洋海域）です。これは今回、新たに追加したものでございます。今回の設定量1,446トンに對しまして、我が国の直近の漁獲量は1,300トンとこれを下回ってしまして、メインの漁獲対象種ではないこともありまして、特に大きな影響はないものと考えております。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ただいまの御説明に關しまして、御意見、御質問等ありましたらよろしくお願ひいたします。よろしいですか。

ウェブで御参加の委員も大丈夫ですか。

特にないようでしたら、原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、諮問第450号「漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案について」に移ります。

事務局から資料の説明をよろしくお願ひいたします。

○かつお・まぐろ漁業室長 初めに、諮問文を読み上げさせていただきます。資料6-1を御確認ください。

読み上げます。

6 水 管 第 310 号

令和 6 年 5 月 10 日

水産政策審議会 会長

佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案について（諮問第450号）

別紙のとおり、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第119条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

お手元の資料6－2、5ページをお開きください。

「改正の趣旨」を御覧ください。

令和5年9月に開催されました全米熱帯まぐろ類委員会——I A T T Cの年次会合において、東部太平洋条約海域におけるさめ類の長期的な保存と持続的な利用に関する保存管理措置が採択されました。具体的には（1）さめのひれを切り離して所持することの禁止、（2）さめの魚体と対応するひれを同じ袋に保管するなど、魚体と対応するひれを容易に特定できるような代替措置をとる場合においては、さめのひれを切り離して所持することができることが規定されました。当該規定につきましては、既にインド洋まぐろ類委員会——I O T C及び中西部太平洋まぐろ類委員会——W C P F Cにおいて、さめのひれを切り離すことを禁止する措置が採択されておりまして、許可省令第62条第2号において、ひれを切り離して所持することを禁止した上で、別途告示に規定する代替措置を取った場合には、この限りではないと定めております。

今般のI A T T Cの措置を受けまして、東部太平洋条約海域においても同様の措置を適用するため、3ページの案のとおり許可省令の改正を行うものでございます。

なお、すみません、1つ訂正がございます。

今回の直接の改正場所ではございませんが、この3ページにございます新旧対照表において「第六十二条 遠洋かつお・まぐろ漁業者は、……」と書いてございますが、正しくは「かつお・まぐろ漁業者」でございまして、この「遠洋」という文字は不要でございますので、ここを削除してください。これが2か所ございまして、1行目と、3行目にも「ただし、当該遠洋かつお・まぐろ漁業者が……」と書いてございますが、両方とも「遠洋」を削除していただければと思います。

こちら訂正させていただきます。失礼いたしました。

こちらは審議会で御承認いただけましたら５月下旬までに公布し、本保存管理措置の発効日でございます本年７月１日の施行を考えております。

また、ただいま御説明いたしました省令案につきましては、４月１０日から５月９日までパブリックコメント手続を実施したところ、意見の提出はございませんでした。

今後、原案に大きな変更が生じることとなった場合は再度、分科会に諮問いたしますが、軽微な変更につきましては分科会長の御了解の上、修正したいと考えておりますので、御了承を頂ければと思います。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

ウェブで御参加の委員もよろしいですか。

特に御意見等ございませんようでしたら、原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、諮問第４４６号から第４５０号について、確認のために答申書を読み上げます。

答 申 書

６ 水 審 第 ３ 号

令和６年５月１０日

農林水産大臣 坂本 哲志 殿

水産政策審議会

会長 佐々木 貴文

令和６年５月１０日に開催された水産政策審議会第１３１回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第446号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更（本則、まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部の別紙2の変更、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋、まだら北海道日本海及びよしきりざめ（南大西洋海域）の別紙2の追加等）について

諮問第447号 特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について

諮問第448号 特定水産資源（さんま）に関する令和6管理年度における漁獲可能量等の変更について

諮問第449号 特定水産資源（大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）等11国際資源）に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について

諮問第450号 漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案について

それでは、この答申書を魚谷資源管理部長にお渡しいたします。

（分科会長から資源管理部長に答申書手交）

○山川分科会長 続きまして、報告事項に入ります。

事務局より報告事項が2件あるということです。

初めに太平洋くろまぐろの資源管理について、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 御説明いたします。資料7を御覧ください。

くろまぐろのTACに関しまして、都道府県間等での融通等による数量変更について、あらかじめ審議会に御了承を得た上で事後報告による対応とさせていたいただいているものに

についての報告となります。

前回の3月の資源管理分科会以降、現在までに都道府県間等での融通は行われていませんが、令和5管理年度の未利用分の繰越し等による追加配分を行いましたので、その結果について御報告いたします。

資料の4ページを御覧ください。

上の表が令和5管理年度における漁獲実績、また繰越し数量でございます。これに関して、令和5管理年度の繰越し及び追加配分（1回目）ということで下にご書いております。

まず、大臣管理区分の令和5管理年度の繰越しを配分。これは、各管理区分における当初配分数量の10%までは、その管理区分の翌年度に繰り越せるということです、その10%までの範囲で繰越しを行っています。

都道府県に関しましては、早く追加配分を実施してほしいという要望のありました宮崎県、沖縄県につきましては、可能な範囲で1回目の追加配分を実施してございます。これは各県の当初配分量の10%までや、大臣管理区分における小型魚から大型魚への振替えに伴うものを原資とした追加配分ということで、宮崎県に2.1トン、沖縄県に7.1トン配分しております。

全体への追加配分——追加配分としては2回目となりますが——につきましては、5月下旬から6月中を予定しているところです。

次のページに繰越しによる追加配分後の漁獲可能量について、上が小型魚、下が大型魚ということで記載しております。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらよろしく願います。よろしいですか。

ウェブで御参加の委員もよろしいですか。

特に御意見等ございませでしたら、続きまして国の留保からの配分等について、事務局から説明をよろしく願います。

○資源管理推進室長 続きまして、資料8を御覧ください。

こちらはくろまぐろ以外の特定水産資源のTAC及びその配分変更のうち、事後報告で対応させていただいているものでございます。

2ページを御覧ください。

前回の資源管理分科会以降、事後報告とさせていただいている変更が4件ございました。

順番に御説明いたします。

まず最初が、まあじの令和6管理年度についてでございます。

「1(2)に該当」というのは、留保からの追加配分について関係者の合意に基づくものでございます。島根県、山口県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、それから大中型まき網漁業に追加して、記載のとおりの変更後の数量となっております。

次が、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群（令和5管理年度）でございます。

これは「(2)及び(3)に該当」ということで、関係者の合意に基づく留保からの追加と融通による変更を同時に行っております。島根県、山口県、長崎県に追加いたしまして、鹿児島県、大中型まき網は他県に融通したということで減少となっております。

3番目、まいわし対馬暖流系群（令和6管理年度）につきましては、石川県から大中型まき網漁業へ5,000トンの融通を行っております。

最後、4件目は3ページでございます。

まさば及びごまさば太平洋系群につきましては、大中型まき網漁業の漁獲割当て、IQにより管理を行う区分、このIQによる管理の期間が終了したことに伴いまして、未利用分について留保から上乗せされていた分は留保に戻して、その残りを総量管理の区分に繰り入れるということでの数量の変更を行っております。

報告は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ありましたらよろしく願いいたします。

ウェブの委員もよろしいでしょうか。

特になければ、次に、その他に移りたいと思います。

何かございますでしょうか。

○川越特別委員 毎回北海道のオオズワイガニのことを言うんですけども、今回のズワイガニの資源評価の中で、オホーツクの北ですね、ここは跨がり資源であるということなんですけれども、これは水産機構に聞きたいんですけども、ズワイガニの調査の中にオオズワイガニは入らないんですか。

今、揚がっているのは北海道の太平洋側ですね。そこに特定して生息するカニなんですか。

○水産機構底魚資源副部長（上田） 水産機構の上田です。

オオズワイガニ、日本にも生息していることは御存じだと思いますけれども、過去の漁獲の推移等を見ると、やはり多く獲れているときは北海道の太平洋側なんです。実は水産機構では対応していなくて、北海道の水試、道総研というんですけれども、そちらはかつてオオズワイを調べていまして、80年代等にかなり獲れた時期があった。でも、やはり獲れても数年のうちに減ってしまって、いなくなっています。

また、ズワイガニの生物の特性として、生まれてすぐの幼生の期間、何か月かの間、漂っているんですね。それがうまいことズワイが生息できる場所にたどり着いて、着底といって海底に着くんですけれども、そうすると生き延びられるのではないかという気がして、ズワイガニも同じなんですね。A海域のズワイガニも、幼生の期間にうまく流れて隠岐周辺とかあの辺にたどり着くと資源が増えるというのがあって、北海道の太平洋側の辺りもひょっとすると、生物的に近い部分があるので、幼生の時期の流れによって、その後の生残に適したところところにたどり着けば生き延びられるとか。

オオズワイでも水揚げされているものは多分七年八年たっていると思いますので、ということは、多分七年八年そこにいたのではないかと思うんですよね。すごく遠くから歩いてくるとはちょっと考えにくくて、実はすごく小さいときからいて、それが生き延びてという気がして、そのメカニズムまでは詳しく分からないんですけれども、日本海A海域のズワイガニの場合もそうでした、小さいときからいて、それが生き延びて10年ぐらいたつと立派なカニとして捕らえられる。オオズワイも少なからず共通部分が多いので、ただ、もうちょっと成長は速いと思うんですけれども、やはりある程度小さいときから実はいて、それが生き延びてきてというようなことだったりするのではないかという気がしています。

それ以上の研究は、今、何もしているわけではないので想像の部分が多いんですけれども、過去にも、繰り返しになりますが、80年代に北海道の太平洋側ですごく増えたときがありまして、最近またちょっと増えているような状況。メカニズムはちょっと分かっていないんですけれども、太平洋側で今、多いですし、80年代も太平洋側だったという事実はあるところです。

○川越特別委員 幼生のときに漂うという研究、今までの結果で、私たちも全くそのとおりだと思います。日本海でも隠岐諸島の方の幼生が漂って、少し東に流れる。近年の海流で流れてくるということで能登半島の方の資源量が増えていく、私たちもそういう理解をしております。

そういう中で言ったらオオズワイガニは、北海道太平洋側に定着するのはいいんですけ

れども、まず、どこから流れてくるんですか。

○水産機構底魚資源副部長（上田） そうなんですよ、そこら辺がよく分からなくて。親潮が流れておりますので、ひょっとすると親潮の上流の方でといった想像もできますし、想像しかないんですけども。それ以上の情報はなくて、水産機構でも今、調査船でオオズワイを専門的に調べているわけではないので。

幼生の流れというのは、あの辺では、親潮に乗るかどうかなんていうのはありそうなことかなと想像はしております。

○川越特別委員 今年も今からずっと、市場にはもう雌ガニが、特に雌ガニが大きく成長して市場に出ております。我々としては複雑な心境でおります。雄ガニも去年よりサイズがアップしているということは、正しくズワイガニの成長と同じような感じで成長しているということで、ということは、これから先まだ二年三年、私たちはこの漁獲が全くないような状況でないと理解、私はもう想像の域ですけども、しています。

ズワイガニの北海道の調査をやる中で、そういうオオズワイガニのものもあるようであればやってほしいのと、その海域ではズワイガニを獲られていないらしいので、なかなかその海域で調査するわけにはいかないでしょうから、せめてどれだけ市場に出ているのか、本年度ぐらいは水産庁で統計を取ってほしいんです。間違いなく、もう流れていますから。

邪魔者だから海中投棄をしているというなら、私たちもまだ理解できます。しかし、それがもう完璧に市場に流れてきている。今現在もう流れていて、かなりの話題になっております。堂々と。ズワイガニの雌ガニのシーズンが11月、12月と冬の食材だという中で、この春、夏にどんどん出てしまえば、我々が何十年かけてきたズワイガニの資源管理は一体何だったのかということになってしまいますので、調査ができなくても、せめて市場統計というところから入っていただきたい。それで市場に流れてくる販売数量がどんどん増えるようなことがあったら、やはり少し調査にも入っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○山川分科会長 よろしく願いいたします。

○日吉特別委員 今日、水政審の中で初めて新しいロードマップが発表されたと思うんですけども、例えばステークホルダーとか、前回のロードマップの中でちょっと漁業者に分かりにくいところがあったと思うんです。それは例えばβだったりA B Cだったり神戸チャート、現場の漁業者はほぼ分かっていないと思うんですね。もう少し漁業者に分かり

やすい言葉で言っていただけないかなと。それは水産機構にもお願いしたいんですけれども。

それで結構抵抗があったりしたことを私も感じているし、もう一つ、TACと言うとクロマグロの9年前のあのことがずっとトラウマになっていて、数量管理というのはすごく厳しいと現場の漁業者はみんな思っているんですね。新ロードマップにおいては、例えば資源評価等、是非もう少し漁業者に寄り添ったような説明の仕方をしていただけないかという要望です。

ありがとうございます。

○山川分科会長 御意見を頂いたということで、よろしくお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

ウェブで御参加の委員も、よろしいですか。

佐々木委員から御発言があるということですので、佐々木委員、よろしくお願いいたします。

○佐々木特別委員 ロードマップとか資源評価の方法、管理の仕方について、もっと分かりやすい説明ということですが、漁業者さんたちだけではなく流通業者の方々に、是非この問題、水産庁及び漁業者さんたちが取り組んでいる内容をもっと分かってもらうべきだと思っています。生産者から流通事業者、その先に消費者があるわけで、この全体が海に向き合わない限り資源管理は成功しないと思うんですね。魚は商材ですから、商品として流れていくわけですが、やはりそういう課題を分かった上でなければ、なぜ今資源管理をしているのか、数量が絞られたり、価格が上がったりするのかが分からない。考えたくないですけども将来的に禁漁措置が取られる魚があるかもしれないというときに、流通業者さんたちがきっちりそれを理解しないと前に進めないと思いますので、その周知の活動は、是非サプライチェーン全体を見つめた上でしていただけると、とても有り難いと思っています。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

御意見を頂いたということで、よろしくお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

特になければ、次回会合の日程について事務局から御案内をお願いいたします。

○管理調整課長 長時間にわたりまして、ありがとうございます。

次回の資源管理分科会ですが、6月11日の開催を予定しております。ただし、も

しそれまでの間に何か緊急の必要があって開催することになれば、それは改めて御連絡させていただきます。

○山川分科会長　以上で本日予定しておりました議事につきましては全て終了いたしました。

これをもちまして本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

長時間にわたり御審議くださいまして、ありがとうございました。大変お疲れさまでした。